基礎演習 I

担当教員 佐藤学・吉次公介・熊谷久世・大城明子・上江洲純子・平剛・黒柳保則・武田一博

配当年次 1年

開講時期 通年

単位区分 必

授業形態 演習

4.0

単位数

関連資格

備考

【授業のねらい】

新入生は高校までとは異なる学習方法に関して戸惑いを生じることが多いようですが、こうした戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけさせるための入門授業が「基礎演習」です。 演習のテーマ・内容は、ひろく社会事象一般を題材として、「読み・書き・聞き・話す」ことを繰り返しおこなうことによって、一般的、基礎的教養を習得することを目的としています。こうしたすべての学問の基礎となる能力を培うことにより、専門科目を学ぶために不可欠な土台を形成することが本講のねらいです。

【授業の展開計画】

授業は個別報告の形式で行います。毎回、まず担当者に報告してもらい、簡単な質疑応答の後、受講者全員でディスカッションを行う形で進めます。場合によっては、初めのうちはグループもしくは2~3人ごとに報告してもらうこともあります。なお、前期・後期とも報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講者全員にに配布したうえて報告してもらいます。

【履修上の注意事項】

どのような素朴な意見でも、まず「言葉にしてみる」ことが重要です。本講のようなゼミ形式の講座の意義 も、まさにこの点にあります。ただ90分間黙って座っているだけで、口を開くのは出席をとるときだけ、とい うのでは全く意味がありません。自由な雰囲気での活発なディスカッションを期待しています。

【評価方法】

出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。

【テキスト】

原則として指定しない(担当者によっては指定する場合がある)

【参考文献】

各報告者のテーマに応じて、適宜指示する

行政実務論 I

担当教員 佐藤 学・他

配当年次 1年 単位区分 選択

開講時期 前期授業形態 一般講義単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義では、現職の、あるいは経験を有する自治体首長、議員、および県、市町村職員に、実際の自治の現場において政策を決定し、執行する立場の方たちが、どのような姿勢で自治体運営に取り組んでいるのかを講義していただく。

本科目は、自治の現場に関わる方たちの、生の経験を伺うことで、地方自治体が直面す課題について理解を深めることを目的とする。自治の課題に適切に対処できる能力を身に付けていくための、出発点である。

【授業の展開計画】

この講義では、毎回、政治・行政で指導的地位にある方々にお話をしていただく。過去は、稲嶺恵一・前沖縄県知事、原島秀毅・元在マレーシア特命全権大使、伊波洋一宜野湾市長らに講義をお願いした。今年度の講師及び日程の詳細は、講義開始時に発表する

【履修上の注意事項】

学外から講師をお招きする以上、受講生にはしっかりマナーを守ってもらいたい。私語・遅刻は言語道断である。行政や議会に強い関心を持つと同時に、自らの将来と地域の将来像を真剣に考え、志の高い学生の受講を望む。「学生だから勉強するのではなく、勉強するから学生である」という自覚を持って頑張って欲しい。自分の将来の夢も膨らめせながら、学生時代に自分でも納得するぐらい勉強してほしい。努力は君を裏切らない。

【評価方法】

毎回の講義で各先生方から課されたレポートと、出席状況で評価する。

【テキスト】

講義時にプリントを配布する。

【参考文献】

講義の中で必要に応じて各担当の先生方が紹介します。

憲法

担当教員 井端 正幸

配当年次 1年 **単位区分** 必

開講時期 後期 **授業形態** 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

近代以降の憲法は、基本的人権の保障と統治の機構を主要な構成要素としている。その理念や基本原理をふま えた上で、現実の諸問題を考えなければならない。

この講義では、基本的人権の概念とその保障のあり方、日本社会における憲法問題、憲法をめぐる最近の諸問題、などをとりあげる予定である。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授業の内容 |
|------|----------------------|----|--------------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | プライバシー権と個人情報の保護 |
| 2 | 法とは何か ― 国家と法 | 18 | ビデオ「プライバシー」視聴 |
| 3 | 憲法とは何か ― 人権保障と立憲主義 | 19 | 営業は自由にできるか |
| 4 | 基本的人権の歴史 ― 近代と現代 | 20 | 財産権の保障と損失補償 |
| 5 | 二つの憲法と人権保障 ― 臣民と国民 | 21 | 人間らしく生きる権利 |
| 6 | 平和に生きる権利 ― 平和主義と安全保障 | 22 | 教育を受ける権利と教育の自由 |
| 7 | 「非武装」と集団的安全保障 | 23 | 働くことは権利か |
| 8 | ビデオ「最高裁判所」視聴 | 24 | 刑事裁判と人身の自由 |
| 9 | 外国人に人権は保障されるか | 25 | 被疑者・被告人の人権 |
| 10 | 「会社」に人権は保障されるか | 26 | 統治機構の原理と諸形態(1) |
| 11 | 「法の下の平等」の現在 | 27 | 統治機構の原理と諸形態(2) |
| 12 | ビデオ「私は男女平等を憲法に書いた」視聴 | 28 | 米軍へリコプター墜落事故と法的諸問題 |
| 13 | 人権の制約は許されるか ― 違憲審査基準 | 29 | まとめ・質問と回答 |
| 14 | 信教の自由と政教分離原則 | 30 | 試験 |
| 15 | 表現の自由の規制と違憲審査 | 31 | |
| [16] | 知る権利と情報公開 | | |

【履修上の注意事項】

必要に応じて講義の際に指示する。

【評価方法】

- (1) 評価の基本は学期末に行う論述試験とする。
- (2) 必要に応じて、小テストを行うかレポートの提出を求める。

【テキスト】

テキストは使用しない(講義の際にプリントを配布する予定)。ただし、六法等、日本国憲法の規定・条文が載っているものを必ず持参すること。

【参考文献】

(1) 渡名喜庸安・井端正幸・仲山忠克編『憲法と沖縄を問う(仮題)』法律文化社 (2) 元山健編『CD-ROM で学ぶ 現代日本の憲法』法律文化社 (3) 永田秀樹・和田進編『歴史の中の日本国憲法』法律文化社

法学概論

担当教員 熊谷 久世

配当年次 1年 単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

この講義は、法学をはじめて学ぶ学生を対象としています。そのため授業では法律学の全体を展望していくことになりますが、その趣旨は法解釈のみちすじを理解し法的素養を身につけることにあります。すなわち、実際のさまざまな事例に触れることにより、法学の感覚を体感的に学習し、現代社会において網の目のごとく被って規制している法と社会との関係性を理解することを目的とします。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|--------------|----|---------------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 労使関係と社会保障 |
| 2 | 法とは何か | 18 | 国際社会と法 |
| 3 | 法秩序の構造 | 19 | 国際紛争とその解決 |
| 4 | 法の解釈 | 20 | 国際化と法 |
| 5 | 法の歴史 | 21 | 地球環境と法 |
| 6 | 裁判制度とその理念 | 22 | 今日的課題 ①脳死と臓器移植 |
| 7 | 国家と法 | 23 | 〃 ②安楽死・尊厳死 |
| 8 | 日本国憲法の基本理念 ① | 24 | 〃 ③死刑制度 |
| 9 | 日本国憲法の基本理念 ② | 25 | " ④人工授精・体外受精・凍結保存精子 |
| 10 | 人権と法 | 26 | 〃 ⑤代理母・代理出産と外国の立法例 |
| 11 | 消費者と法 | 27 | " ⑥少年犯罪 |
| 12 | 取引と法 | 28 | " ⑦幼児虐待・DV |
| 13 | 企業と法 | 29 | 〃 ⑧外国人と国籍 |
| 14 | 違法な行為と法 | 30 | 総括 |
| 15 | 小括 | 31 | |
| 16 | 家族と法 | | |

【履修上の注意事項】

六法(最新版)を毎回持参してください。

【評価方法】

期末試験および随時課されるレポートなどによる総合評価とする。

【テキスト】

特に指定しない。 講義において適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

伊藤正己「法学(第二版)」有信堂 西村健一郎ほか「判例法学(第4版)」有斐閣

法思想史

担当教員 徳永 賢治

配当年次 1年 単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義では、実定法上の若干の基礎的法概念(例えば、裁判、人権、主権、所有、契約、家族、犯罪、刑罰など)が、どのような歴史的文脈を経て、現行日本法に規定されるに至ったのか、また日本法(および沖縄を含む島嶼法)にはどのような特色があるのかを、比較法思想史的視点から論じる。

【授業の展開計画】

過去(親)がなければ現在(子)はないのであるから、現代の日本法を理解するには、それを生み、育てた、また遺伝的に継受したりしなかったりした以前の時代・他地域の母法を理解することが有益である。

現行の日本法には直接のまた間接のたくさんの親があるが、母法と子法との間で、同じないし類似する言葉(law, droit, Recht, lex, ius, η o μ o ζ , sharia, dharma, 法など)が使われていても、時代や場所や社会が違うと、その言葉の意義 (起源、用法、目的)は異なることが多いし、逆に、違う言葉が使われていても同様な機能を果たす体系が存在することもある。

[講義計画]

法思想史の現代的課題
日本法思想
ユダヤ法思想 I

4. ユダヤ法思想Ⅱ 5. イスラム法思想Ⅰ

6. イスラム法思想Ⅱ 7. イスラム法思想Ⅲ

8. イスラム法思想**IV** 9. ヒンドゥー法思想 **I**

10. ヒンドゥー法思想Ⅱ 11. ヒンドゥー法思想Ⅲ 12. 中国法思想Ⅰ

13. 中国法思想**Ⅱ** 14. 中国法思想**Ⅲ**

15. 中間試験

16. 古代ギリシャの法思想

17. ストア派の法思想

18. ローマの法思想 I 19. ローマの法思想 II

20. ローマの法思想Ⅲ

21. アウグスティヌスの法思想22. T. アクィナスの法思想

23. 教会法と中世教会法裁判所 24. 中世自然法思想の近代的批判

25. M. ルターの法思想

26. H. グロチウスの法思想 27. T. ホッブスの法思想

27. T. ホッブスの法思想28. J. ロックの法思想

29. J. ベンサムの法思想 30. 期末試験

【履修上の注意事項】

講義は、教科書を用いて行うが、教科書通りの順序・内容ではなく、現在の我々からみて重要と思われる部分に 力点をおく。講義初日に受講希望者に対して履修上の注意事項を書いた用紙を配布する。登録調整期間中の2回 目の講義時に、各自サインしたこの用紙を提出した学生だけが、履修可能となる。

講義は、法思想史を勉強する場合のあくまでも一つの刺激にすぎない。受講生は、教科書だけではなく、隣接する社会科学の諸文献にも広く目を通して欲しい。

【評価方法】

(1)期末試験を行う。

- (2)出題の意図・趣旨とずれている答案、板書内容を箇条書きしただけの答案、結論を一言だけ書きそこに至る筋道が示されていない答案等は、評価の対象とならない可能性がある。
 - (3)ときどき一定の仕方で出席をとる。
 - (4)レポートや定期試験の結果と出席状況をみて総合的に成績を評価する。

【テキスト】

なし

【参考文献】(1)千葉正士 『世界の法思想入門』講談社学術文庫

【参考文献】

(2)三島淑臣 『法思想史』 青林書院 (3)矢崎光圀 『法思想史』 日本評論社 (4)碧海純一・伊藤正己・村上純一編 『法学史』 東京大学出版会 (5)北川善太郎 『日本法学の歴史と理論』 日本評論社

民法総則

担当教員 末崎 衛

配当年次 1年

単位区分 必

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

食べ物を買う、住む部屋を借りる、働いて給料をもらう…、日常生活をする上で人は様々な取引をします。 のような取引や財産に関するルールと家族関係(結婚、親子、相続など)に関するルールを定めているのが民法 であり、民法総則はそのうち特に取引や財産に関して共通するルールを定めています。法律も人が作るものであ る以上は、作られた理由が必ずあります。「なぜ」そのルールが作られたのかを学びましょう。政治・行政を中 心に学んでいく皆さんにとって、法律の考え方を知ることはとても重要なことです。

【授業の展開計画】

※期末試験は第31回に行います。

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------|----|-----------------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 代理(1) 代理制度の基本構造 |
| 2 | 意思自治(私的自治)の原則 | 18 | 代理(2) 無権代理 |
| 3 | 民法総則概観 | 19 | 代理(3) 表見代理① |
| 4 | 債権法概観 | 20 | 代理(4) 表見代理② |
| 5 | 物権法概観 | 21 | 人の法律上の能力(1) 権利能力・意思能力 |
| 6 | 親族・相続法概観 | 22 | 人の法律上の能力(2) 行為能力 |
| 7 | 意思表示と法律行為 | 23 | 条件・期限、住所・失踪 |
| 8 | 意思表示総論 | 24 | 時効(1) 時効制度の趣旨 |
| 9 | 意思表示各論(1) 心裡留保・虚偽表示① | 25 | 時効(2) 取得時効 |
| 10 | 意思表示各論(2) 虚偽表示② | 26 | 時効(3) 消滅時効 |
| 11 | 意思表示各論(3) 錯誤① | 27 | 法人(1) |
| 12 | 意思表示各論(4) 錯誤② | 28 | 法人(2) |
| 13 | 意思表示各論(5) 詐欺・強迫 | 29 | 信義誠実の原則・権利濫用の禁止 |
| 14 | 無効・取消し(1) | 30 | まとめ・補足 |
| 15 | 無効・取消し(2) | 31 | |
| 16 | 中間試験 | | |

【履修上の注意事項】

教科書の指定する範囲を、講義の前にとにかく一度、条文を引きながら必ず読むこと。最初は意味が分からな くてもいいですから、とにかく目を通すこと。法律用語に慣れるためにも、授業の内容を理解しやすくするため にも必要なことです。この授業の教科書は、初めて民法を学ぶ人にも読みやすく書かれています。授業の後にも もう一度読んで復習することを勧めます。 また、『ポケット六法』等の学習用六法も必ず持参すること。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績によって評価しますが、補充的に出席状況等を加味することがあります。 また、必要に応じて、確認のための小テストまたはレポート課題を課すことも考えており、実施した場合には 提出の有無、内容も加味します。

【テキスト】

池田真朗『スタートライン民法総論』日本評論社(類書『スタートライン債権法』と間違えないこと)

【参考文献】

講義の中で必要に応じて紹介します。

会社法

担当教員 坂本 達也

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 後期授業形態 一般講義単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

会社法(2005年改正)について講義する。会社法の規制する代表的な会社である株式会社については、化粧品、食品、家電製品等を製造・販売している会社、新聞、テレビ、ラジオ等報道に関係する会社、書籍・雑誌等を出版・販売する会社、銀行等が想像できよう。新聞等では、会社の不祥事や買収等についての記事が多く見られる。今日では会社が人の生活に浸透しているにもかかわらず会社法になじみが薄いのは、一般的な市民生活を直接規制するのではなく、会社という組織自体を規制しているからである。このような会社法について講義する。

【授業の展開計画】

1. 総論、会社法総則

2. 株式会社の設立等

3. 株式会社の設立等

4. 株式:総説

5. 株式:内容と種類等 6. 株式:内容と種類等

7. 新株の発行:総説、資金調達 8. 新新株の発行:資金調達等

9. 新株予約権 10. 新株予約権

11. 機関:総説、株主総会

12. 機関:株主総会 13. 機関:株主総会 14. 機関:株主総会

15. 機関:取締役、監査役等

16. 機関:取締役、監査役等 17. 機関:取締役、監査役等 18. 機関:取締役、監査役等 19. 機関:委員会設置会社等

20. 機関:役員等の損害賠償責任等

21. 計算

22. 計算

23. 計算、社債

24. 社債、組織再編

25. 組織再編

26. 組織再編

27. 組織再編

28. 組織再編 29. 持分会社

30. まとめ

31. 定期試験

【履修上の注意事項】

六法が必要である。

【評価方法】

評価方法は、定期試験によるものとする。試験は、論述式によるものを予定している。

【テキスト】

神田秀樹 『会社法 第11版』 (弘文堂、平成21年)。注意:この本は、頻繁に改版される。最新の版を用意すること。第12版が出版されている場合、第12版を使用する(教科書については、授業中に適宜伝える。)

【参考文献】

家族法

担当教員 熊谷 久世

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 前期授業形態 一般講義単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

わが国の民法典第四編及び第五編に関する講義を行います。前半では、男女に関する法律、親子に関する法律、 家族構成員の保護に関する法律を中心として講述することになりますが、戸籍制度や家事紛争の解決など実務的 な問題についても取扱い、夫婦の氏や人工生殖による親子関係など海外の動向も視座に入れた上で社会の現実・ 意識等、法律の背景にあるものにも迫りたいと思います。後半は、近年の民法改正委員会の検討課題や、婚外子 の法定相続差別や遺言・遺留分など相続法における現代的課題をとりあげます。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|---------------------|----|---------------------|
| 1 | 家族法の意義と変遷・課題 | 17 | 扶養 私的扶養と公的扶助 扶養義務 |
| 2 | 家庭裁判所と家事審判法、人事訴訟法 | 18 | 氏名と戸籍 氏の意義と命名 戸籍制度 |
| 3 | 親族法概説 | 19 | 小括 |
| 4 | 婚姻の成立 成立要件 | 20 | 相続法概説 |
| 5 | 婚姻の効力 選択的夫婦別姓 | 21 | 相続人 種類・能力 欠格・廃除 不存在 |
| 6 | 夫婦財産制 | 22 | 相続分 非嫡出子の法定相続分差別 |
| 7 | 離婚 離婚制度の変遷 | 23 | 相続の承認と放棄 単純承認・限定承認 |
| 8 | 離婚の成立 有責配偶者の離婚請求 | 24 | 相続財産 具体的な範囲と遺産の共有 |
| 9 | 離婚の効果 財産分与と子をめぐる問題 | 25 | 遺産分割 協議分割と審判分割 |
| 10 | 婚外関係の法的規制 婚約・内縁・事実婚 | 26 | 相続回復請求権 |
| 11 | 親子 実子 嫡出親子関係 嫡出推定 | 27 | 遺言の方式・執行および撤回 |
| 12 | 親子 実子 非嫡出親子関係 認知・準正 | 28 | 遺言の効力 遺贈 |
| 13 | 親子 養子 特別養子と藁の上からの養子 | 29 | 遺留分 遺留分減殺請求権 |
| 14 | 人工生殖 人工授精と体外受精・代理母 | 30 | 総括 |
| 15 | 子の奪取-ハーグ条約 | 31 | |
| 16 | 親権 後見・保佐・補助 | | |

【履修上の注意事項】

六法(最新版)を毎回持参してください。

【評価方法】

期末試験および随時課されるレポートなどによる総合評価とする。

【テキスト】

「民法IV 補訂版 親族・相続 (補訂版)」内田 貴 著(東京大学出版会)を推奨する。 併せて適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

- (1)「家族法(第2版補訂版)」大村敦志(有斐閣) (2)「家族の法」利谷信義(有斐閣)
- (3)「家族法判例百選(第6版)」(有斐閣) (4)「新版家族法概論(補訂版)」有地亨(法律文化社)

外書講読研究 I

担当教員 比屋定 泰治

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 前期授業形態 一般講義単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

英語の文章を読めるようにする、というのがねらいである。ただし、いきなり法律の専門書を読むには無理があるので、まずは、簡単な英文を読みながら英文読解力を上げ、長文の講読へと進めていく。 また適宜、法学・政治学関連の新聞・ネット記事なども読み、実生活で使えるような読解力の獲得も目指す。

【授業の展開計画】

まずは、日本国憲法や国際連合憲章など、比較的なじみのある法律・条約などの条文を和訳することからはじめる。

その後、受講者の達成度、課題の進捗状況などから判断しつつ教材の選択をしていく。

【履修上の注意事項】

参加者全員で共通の文章を輪読していくという方式をとるので、理由のない欠席は一度であっても認められない。

また、英和辞書が無ければ授業にならないので、必ず持参すること(電子辞書でも可)。

【評価方法】

授業への参加状況、課題の達成状況などを見て総合的に判断する。

【テキスト】

課題となる英文は授業の際に配布する。

【参考文献】

適当なものがあれば、授業の際に提示する。

基礎演習Ⅱ

担当教員 熊谷久世・徳永賢治・芝田秀幹・平剛・黒柳保則・吉次公介・小西由浩・佐藤学

配当年次 2年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

基礎演習 I は、基礎演習 I にて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。

【授業の展開計画】

授業は、基礎演習 I と同様に、個別報告の形式で行う。毎回、まず担当者がテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講者全員でディスカッションを行う。なお、前期・後期とも報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講者全員にに配布した上で報告しなければならない。

【履修上の注意事項】

本科目では、各担当教員の専攻科目を中心として、より幅広い行政学・法学および政治学的な問題について学ぶことになる。本科目での学習を通じて、3・4年次の専門演習に向けて、自らの関心領域を深めていくことが望まれる。

【評価方法】

出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。

【テキスト】

原則として指定しない(担当者によっては指定する場合がある)。

【参考文献】

各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。

基礎経済学I

担当教員 平 剛

配当年次 2年

単位区分 必

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義では、経済学の基礎であるミクロ経済学を勉強します。ミクロ経済学とは、市場経済を構成している経済 主体(家計,企業,政府)の行動を分析し、需要と供給を通して、各経済主体による消費や生産といった経済行 動がどのように決定されるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君 へ、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。

【授業の展開計画】

- 1. ガイダンス
- 2. ミクロ経済学とは
- 3. 需要と供給
- 4. 需要曲線と消費者行動①
- 5. 需要曲線と消費者行動②
- 6. 費用の構造と供給行動①
- 7. 費用の構造と供給行動② 8. 市場取引と資源配分①
- 9. 市場取引と資源配分②
- 10. 独占の理論①
- 11. 独占の理論②
- 12. 企業と産業の経済学①
- 13. 企業と産業の経済学②
- 14. 消費者行動の理論①
- 15. 消費者行動の理論②

【履修上の注意事項】

【評価方法】

定期試験の結果により評価します。

【テキスト】

伊藤元重著『入門経済学 第3版』,日本評論社,2009年。

【参考文献】

N.G. マンキュー著, 『マンキュー経済学 I ミクロ編』, 東洋経済新報社, 2000年。

基礎経済学Ⅱ

担当教員 平 剛

配当年次 2年

単位区分 必

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義では、経済学の基礎であるマクロ経済学を勉強します。マクロ経済学とは、一国の経済全体の生産、利子 率、物価水準などがどのように決まるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の 学生諸君を想定し、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。

【授業の展開計画】

- 1. ガイダンス
- 2. マクロ経済学とは
- 3. マクロ経済における需要と供給①
- 4. マクロ経済における需要と供給②
- 5. 有効需要と乗数メカニズム①
- 6. 有効需要と乗数メカニズム②
- 7. 貨幣の機能① 8. 貨幣の機能②
- 9. マクロ経済政策 (金融政策)
- 10. マクロ経済政策 (財政政策)
- 11. 財政・金融政策のメカニズム: IS-LM分析①
- 12. 財政・金融政策のメカニズム: IS-LM分析②
- 13. 総需要と総供給:物価の決定①
- 14. 総需要と総供給:物価の決定②
- 15. 経済成長と経済発展

【履修上の注意事項】

【評価方法】

定期試験の結果により評価します。

【テキスト】

伊藤元重著, 『入門経済学 第3版』, 日本評論社, 2009年。

【参考文献】

- 1. 福田慎一・照山博司著, 『マクロ経済学・入門 第2版』, 有斐閣アルマ, 2001年。
- 2. 中谷巌, 『入門マクロ経済学 第4版』, 日本評論社, 2000年。

行政学

担当教員 照屋 寛之

配当年次 2年 単位区分 必

開講時期 前期 授業形態 一般講義 単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

現代の国家は「行政国家」と称され、行政の占める比重は極めて高い。したがって、私達の日常生活は様々な面で行 政と関わっており、行政と関与せずに生活することは不可能である。本講義では、現代国家における行政に関わる 諸現象を行政学の視点から考察し、その制度、構造、特質等を明らかにするとともに、今後の行政上の課題に取り組 み、解決していくための手がかりを提供するよう心がけたい。同時に、行政学の基本的内容を講義し、受講生が行政 学の基本的な知識を習得することを目標とする。可能な限り視聴覚教材(ビデオ)も活用し学生の理解を深めたい。

【授業の展開計画】

- 行政学とはどんな学問ですか:行政と国民生活との関連性 1
- 行政国家の成立要因 2
- 3 福祉国家を可能にした要因 と課題
- 行政学の誕生 (アメリカの政治的伝統、政党と猟官制) 4
- 5 行政学の発展(政治行政分断論)
- 行政学の展開(政治行政融合論) 6
- 国家公務員制度(1) 一採用と昇進一国家公務員制度(2) 一退職と際就職-8
- 9 国家行政機構(1)一内閣と中央省庁-
- 10 国家行政組織(2)一行政ネットワークー
- 行政改革(1)一行政管理と行政改革一 1 1
- 行政改革(2)一改革の理論・ 1 2
- 1.3 政策過程(1) 一課題設定と政策過程一
- 政策過程(2)一実施と評価、 1 4
- 1 5 官僚制論(1)一国民、政治家、官僚
- 官僚制論(2) 一上級官僚の機能と役割 官僚制論(3)-第一線公務員の行動様式 1 7
- わが国官僚政治の現状と課題 1.8
- 1 9 わが国行政組織における決定方式
- 20 日本の行政組織の特徴、
- 2 1 日本の官僚の人事システム

22 日本の公務員制度

- 2 3 中央地方関係(1)
- 中央地方関係(2) 2 4
- 現代行政とオンブズマン制度の機能
- 26現代行政とオンブズマン制度の必要性
- 沖縄県におけるオンブズマン制度の現状 2 7
- 2 8 現代行政における責任論(1)
- 2 9 行政学における責任論(2)
- 30 まとめ

【履修上の注意事項】

単位のためでなく行政学を勉強したい学生の受講を望む。「学生だから勉強するのではなく勉強するから学生で ある」という心掛けで受講して欲しい。

【評価方法】

評価は2回実施するテストの結果に出席状況, 感想文などを加味して行う。

【テキスト】

初回の講義の時に紹介する。

【参考文献】

管 直人『大臣』岩波新書 新藤宗幸『行政指導』岩波新書 松下圭一『日本の自治・分権』岩波新書

行政実務論Ⅱ

担当教員 佐藤 学・他

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 後期授業形態 一般講義単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

地域行政学科の多くの学生が、将来公務員を目指している。そこで、実際の公務員の仕事は どんなものであるのか、あるいは、地域行政学科で勉強していることと、実際の業務がどう関連しているのかも実感してもらうことを狙いとして、この科目は開設されている。本講義では実際に、県庁、市町村で公務員として実務に携わっている第一線の公務員の方々に、日ごろ取り組んでいる仕事について具体的に講義して頂く。教科書だけでは味わえない多くの実務上の体験談なども含め、実務について、行政実務論 I よりも、さらに深く学ぶ機会である。

【授業の展開計画】

この講義では、毎回、沖縄県庁や県内の各市役所、町村役場で行政の実務に携わっておられる方々から、行政の 実態についてお話いただく。今年度の講師や日程の詳細は、講義開始時に発表する。

【履修上の注意事項】

学外から講師をお招きする以上、受講生にはマナーをしっかりと守ってもらいたい。私語・遅刻は言語道断である。単に単位を取得するための受講ではなく、実際の行政がどのようにして実施・運営されているのかに関心がある学生の受講を望む。『学生だから勉強するのではなく、勉強しているから学生である』という心構えで講義に臨んで欲しい。

【評価方法】

毎回の講義のレポートと出席状況で評価する。

【テキスト】

講義でプリントを配布する。

【参考文献】

講義の中で必要に応じていろいろな参考文献を各先生方が紹介します。

行政法 I

担当教員 前津 榮健

配当年次 2年 **単位区分** 必 開講時期 後期授業形態 一般講義単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義では、初めに、行政法の基本原則、行政のしくみ(行政組織)を学び、次に、行政の活動形式(行政手続、行政立法、行政行為、行政上の強制措置、行政指導等)を学ぶことによって理解を深めたい。行政法がいかに日常生活と係わり身近なものであるかを知るため、判例や沖縄県内で起こった事例を取り上げ講義を進めたい。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|--------------|----|------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 行政立法 |
| 2 | 行政法とは何か | 18 | 行政行為の意義と特色 |
| 3 | 法治行政の原則 | 19 | 行政行為の種別、附款 |
| 4 | 行政法の法源 | 20 | 行政裁量 |
| 5 | 公法と私法 | 21 | 行政行為の瑕疵 |
| 6 | 特別権力関係 | 22 | 行政行為の取消と撤回 |
| 7 | 行政主体と行政機関 | 23 | 行政行為のまとめ |
| 8 | 権限の委任と代理 | 24 | 試験 |
| 9 | 国の行政組織 | 25 | 行政強制 |
| 10 | 内閣の権限と責任 | 26 | 行政罰 |
| 11 | 地方自治の意義 | 27 | 行政指導 |
| 12 | 地方公共団体の種類と組織 | 28 | 行政指導 |
| 13 | 試験 | 29 | 行政計画 |
| 14 | 情報公開 | 30 | 試験 |
| 15 | 行政手続法 | 31 | |
| 16 | 行政手続法 | | |

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。登録調整期間中に必ず出席すること。

【評価方法】

- (1) 評価は、2~3回の試験に基づき行う。追再試なし。
- (2) 例題について質疑あり。

【テキスト】

三好充・仲地博・前津榮健・小橋昇・木村恒隆・藤巻秀夫『ベーシック行政法』(法律文化社)近刊

【参考文献】

- (1) 原田尚彦『行政法要論』(学陽書房)
- (2) 塩野·小早川編『行政判例百選 I · II』 (有斐閣)

刑法総論

担当教員 小西 由浩

配当年次 2年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

現実の世の中では、 「犯罪」という抽象的な(あるいは観念的な)ものは起こらない。それは、現実に生起した出 来事に法的な加工を施した結果である。この授業では、刑法という法律特有の考え方・事実の切り取り方を体感してもらいたい。刑法総論という科目はとりわけ抽象度の高いものであるが、法律学的な思考・論理の組み立て を身に付ける入り口となれば幸いである。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-----------------------|----|-----------------------|
| 1 | オリエンテーション:これから学ぶこと | 17 | 責任Ⅱ:責任の要素①故意 |
| 2 | 犯罪はどう扱われるのか I:刑事裁判の手続 | 18 | 責任Ⅲ:責任の要素②過失 |
| 3 | 犯罪はどう扱われるのかⅡ:少年審判 | 19 | 責任Ⅳ:責任能力 |
| 4 | 刑事裁判の改革:裁判員制度と被害者参加 | 20 | 責任V:故意と錯誤 |
| 5 | 日本の刑罰制度 | 21 | 責任VI:責任阻却事由 |
| 6 | 刑法学の基礎 I : 犯罪と刑罰 | 22 | 未遂犯 I : 未遂の処罰根拠/二つの未遂 |
| 7 | 刑法学の基礎Ⅱ:刑法の原則 | 23 | 未遂犯Ⅱ:不能犯 |
| 8 | 刑法学の基礎Ⅲ:刑法の場所的効力 | 24 | 共犯 I : 共犯の形態と従属性 |
| 9 | 犯罪が成立するための三要件 | 25 | 共犯Ⅱ:共同正犯 |
| 10 | 構成要件 I : 構成要件該当性とは? | 26 | 共犯Ⅲ:共犯の諸問題 |
| 11 | 構成要件Ⅱ:作為と不作為 | 27 | 罪数論:犯罪はいくつ? |
| 12 | 構成要件Ⅲ:因果関係 | 28 | 刑法を巡る諸問題I:刑事立法の活性化 |
| 13 | 違法性 I : 違法であるとは? | 29 | 刑法を巡る諸問題Ⅱ:刑法の国際化 |
| 14 | 違法性Ⅱ:違法性阻却事由①正当防衛など | 30 | まとめ:刑法と犯罪そして「我々」 |
| 15 | 違法性Ⅲ:違法性阻却事由②安楽死など | 31 | |
| 16 | 責任I:刑事責任とは? | | |

【履修上の注意事項】

解らないこと・疑問に思ったことは「すぐに聞く」ことを心掛けよう。

【評価方法】

2回の定期テストによる。また適宜小テストも予定している。

【テキスト】 島伸一(編) 『たのしい刑法』弘文堂

【参考文献】

特に指定はしないが、判例集が手許にあれば学習に効果的である。

公務研究 I

担当教員 照屋 寛之・前津 榮健・佐藤 学・上江洲 純子

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

各種公務員試験受験予定者に向けたガイダンス講座。公務員を目指す上で必要な心構え、受験に向けた準備体制の確立方法や必要な基礎知識の習得を目指す。

【授業の展開計画】

担当者はそれぞれ3回程度演習を受け持つ予定。演習方法は各担当者が決定するが、概要は概ね以下のとおりである。

| 【担当】 | 【担当者】 | 【内容】 |
|-----------|-------|----------------|
| 第1回 | | ガイダンス |
| 第2回~第4回 | 佐藤 学 | 公務員を目指すみなさんへ |
| 第5回~第7回 | 前津 榮健 | 行政と法 |
| 第8回~第10回 | 照屋 寛之 | 行政学と公務員 |
| 第11回~第15回 | 上江洲純子 | 公務員試験の心構えと準備体制 |

【履修上の注意事項】

同じ目標を持つ者が集まり一緒に学ぶことで、互いに刺激しあいながら、長丁場となる受験生活を乗り切る術を身に付けること。受験生であるということを受講者が常に意識すること。

【評価方法】

評価方法については、講義の中で決定し発表する。

【テキスト】

テキスト、参考文献及び資料などは、各担当者が演習時に紹介及び配布する。

【参考文献】

公務研究Ⅱ

担当教員 小渡 圭子

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

不況に強く安定した職業である公務員になるための公務員試験は沖縄ではとても人気のある就職試験です。しかし、それだけに倍率も高く難易度もあがってきています。早期合格を狙うために何よりも重要なことは、絶対に公務員になる!という強い気持ちをもつことであり、そのためには一日でも早く本格的準備を開始することが大切です。本講座では、主要法律科目について、公務員試験の傾向にあわせて具体的なポイントを解説し理解を深めるとともに、問題演習を通じて実践力を養い、あわせて実力を伸ばすコツをつかむことを目指します。

【授業の展開計画】

全体構造や基本概念を確認し、大きく全体をつかむ。さらに、講座開講時までの政治や社会情勢などの時事等を 題材にして、憲法、行政法、民法が現実にはどのように関連づけられて使われているのかなどを、なるべく具体 的に考察することで、法律を学ぶ楽しさを知る。

| 週 | | | | 授 | 業 | の | 内 | 容 | |
|----|------|-----|-----|------|--------|-------|---|---|--|
| 1 | イントロ | ュダク | ション | 公務員 | 試験の全体値 | 象と対策等 | | | |
| 2 | 憲法 | 1 | | | | | | | |
| 3 | 憲法 | 2 | | | | | | | |
| 4 | 憲法 | 3 | | | | | | | |
| 5 | 憲法 | 4 | | | | | | | |
| 6 | 行政法 | 1 | | | | | | | |
| 7 | 行政法 | 2 | | | | | | | |
| 8 | 行政法 | 3 | | | | | | | |
| 9 | 行政法 | 4 | | | | | | | |
| 10 | 民法 | 1 | | | | | | | |
| 11 | 民法 | 2 | | | | | | | |
| 12 | 民法 | 3 | | | | | | | |
| 13 | 民法 | 4 | | | | | | | |
| 14 | 民法 | 5 | | | | | | | |
| 15 | まとめ |] | 6回目 | にテスト | トを行います | 0 | | | |
| 16 | | | | | | | | | |

【履修上の注意事項】

まだ公務員が職業の選択肢の一つである学生は、まずは公務員試験の内容を体験してみましょう。また、少し勉強を始めたがやり方などに迷いがある学生は、実践問題を解きながら勉強の仕方を学びましょう。こうやればいいのかとわかれば実力はぐっと伸びてきます。また、絶対に来年合格するぞ!と考える学生は、授業内容を毎回きちんと復習し、関連事項を演習し、疑問点をどんどん質問しましょう。以上のように、本講座を自分のレベルに合わせて受講することにより、早期にしかも確実に最終合格を狙いましょう!!

【評価方法】

授業への参加姿勢と試験で総合的に評価します。

【テキスト】

適宜印刷物を配布します。

【参考文献】

適宜紹介します。

国際政治学

担当教員 吉次 公介

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

冷戦が終結して20年以上が経過した今日、冷戦を歴史として振り返ることが可能となり、また求められている。 それは、現在の国際政治のあり方を理解し、冷戦後の世界や日本がどこに向かうのかを考える上でも必要な作業 である。本講義では、冷戦がいかに始まり、どのように変容・展開し、終焉を迎えたのかについて、映像資料を 交えつつ論じる。なお、現在の国際情勢についても、適宜言及したい。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|---------------------|----|--------------------|
| 1 | イントロダクション | 17 | キューバ・ミサイル危機(2) |
| 2 | ベルサイユ体制の形成 | 18 | キューバ・ミサイル危機の教訓 |
| 3 | ナチス・ドイツの膨張 | 19 | ベトナム戦争の衝撃 |
| 4 | 第二次世界大戦の始まり | 20 | ベトナム戦争の泥沼化 |
| 5 | 第二次世界大戦の終結 | 21 | アメリカの敗北 |
| 6 | 冷戦のはじまり (1) | 22 | ニクソン政権のデタント路線 |
| 7 | 冷戦のはじまり(2) | 23 | 新冷戦のはじまり |
| 8 | アジア冷戦のはじまり―中国共産化 | 24 | ゴルバチョフの登場 |
| 9 | アジアの熱戦(1)―朝鮮戦争 | 25 | 冷戦の終焉とソ連の崩壊 |
| 10 | アジアの熱戦(2)―インドシナ戦争 | 26 | 冷戦後の世界-湾岸戦争と朝鮮半島危機 |
| 11 | アイゼンハワーの「ニュー・ルック」戦略 | 27 | 9/11の衝撃 |
| 12 | 米ソ「雪解け」とその挫折(1) | 28 | イラクとアフガニスタン |
| 13 | 米ソ「雪解け」とその挫折(2) | 29 | 冷戦とは何だったのか |
| 14 | ケネディ政権の誕生 | 30 | まとめ |
| 15 | 「ベルリンの壁」の構築 | 31 | |
| 16 | キューバ・ミサイル危機(1) | | |

【履修上の注意事項】

講義中の私語は厳しく禁じる。

【評価方法】

デストを基本とし、出席状況・レポートを加味する。なお、テストにおいて同文・同一の回答があった場合、対象者全員を不可とする。

【テキスト】

佐々木卓也編『戦後アメリカ外交史 新版』有斐閣、2009年 松岡完『20世紀の国際政治 改訂増補版』同文館、2003年

【参考文献】

村田晃嗣ほか『国際政治学をつかむ』有斐閣、2009年

債権各論

担当教員 舩越 優子

配当年次 2年 **単位区分** 選択 開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義は、民法第三編「債権」のなかで第一章「総則」に続く、第二章から第五章までの「債権各論」と呼ばれる領域を対象とします。具体的には、たとえば私たちの日常生活にも関りの深い売買や賃貸借などの契約、交通事故や医療事故による不法行為など、いずれも債権の発生原因となるもので、これらの当事者間の債権債務関係について勉強します。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 | 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|---------------|---|----|---------------|
| 1 | ガイダンス | | 17 | 不法行為法総論 |
| 2 | 契約総論 | | 18 | 不法行為-故意・過失 |
| 3 | 契約の成立 | | 19 | 不法行為-違法性 |
| 4 | 契約の効力 | | 20 | 不法行為-因果関係 |
| 5 | 契約の解除 | | 21 | 不法行為一賠償範囲 |
| 6 | 売買契約 | | 22 | 不法行為一人格的利益の保護 |
| 7 | 売買の効力 | | 23 | 不法行為-損害賠償① |
| 8 | 特殊の売買① | | 24 | 不法行為-損害賠償② |
| 9 | 特殊の売買② | | 25 | 特殊不法行為① |
| 10 | 消費貸借契約・使用貸借契約 | | 26 | 特殊不法行為② |
| 11 | 使用貸借契約 | | 27 | 事務管理 |
| 12 | 賃貸借契約 | | 28 | 不当利得① |
| 13 | 賃貸借の特別法 | | 29 | 不当利得② |
| 14 | 請負契約 | | 30 | 期末試験 |
| 15 | 委任契約 | | 31 | |
| 16 | 和解契約 | | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参してください。

【評価方法】

試験の成績によって評価します。追・再試験は行いません。

【テキスト】

大島・下村・久保・青野『プリメール民法(4)債権各論』(第3版、法律文化社、2005年)

【参考文献】

中田・潮見・道垣内編『民法判例百選Ⅱ(債権)』(第6版、有斐閣、2009年)。

債権総論

担当教員 田中 稔

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

「債権総論は、債権の一般的性質を検討することを課題としているが、要するに、お金のやりとりを巡る利害を調整する法分野である。債権者が債務者からできる限り全額を回収する努力をするが、それがかなわない場合に、残額を債権者自身がかぶるのか、それとも、第三者に負担を押しつけることができるか、というお金に関する人間のふるまいを法律を通して見てゆきたい。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-------------------|----|---------------|
| 1 | オリエンテーション | 17 | 不真正連帯債務-人的担保- |
| 2 | 私法における債権法の位置づけ | 18 | 債権者代位権 |
| 3 | 債権の法的性質-物権との対比- | 19 | 債権者取消権 |
| 4 | 債権の目的一特定物債権・種類債権一 | 20 | 抵当権総論-物的担保- |
| 5 | 債権の目的-利息制限法- | 21 | 抵当権各論一物的担保一 |
| 6 | 弁済ー債権の消滅事由- | 22 | 債務不履行責任総論 |
| 7 | 弁済-債権の準占有者- | 23 | 瑕疵担保責任 |
| 8 | 弁済-第三者弁済 | 24 | 不完全履行 |
| 9 | 弁済ー提供・供託- | 25 | 契約締結上の過失 |
| 10 | 弁済ー弁済による代位ー | 26 | 金銭債務の不履行 |
| 11 | 相殺一総論一 | 27 | 損害論 |
| 12 | 相殺-担保的機能- | 28 | 損害賠償の範囲 |
| 13 | 債権譲渡 一総論 一 | 29 | 損害賠償額の算定時期 |
| 14 | 債権譲渡-各論- | 30 | 損害賠償とその他の救済制度 |
| 15 | 保証債務-人的担保- | 31 | |
| 16 | 連帯債務-人的担保- | | |

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること。

【評価方法】

中間試験・期末試験(試験期間中に実施する)によって成績の評価を行う。

【テキスト】

野澤正充・債権総論・日本評論社

【参考文献】

田沼柾編『民法判例解説2』(一橋出版)

商法総則・商行為法

担当教員 脇阪 明紀

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

民法の特別法としての商法は、それ自体としては難解な法律分野であるといわれている。しかし、今日の経済界でおこなわれる取引およびそれと密接に関連する一般市民の利害関係や取引秩序を保護し、かつ維持・発展せしめることに多大な貢献をしているのが商法である。したがって、現代社会においては、商法の方が、原則法たる民法よりも市民生活を営む上でむしろ重要な役割を担っているといえよう。そのような商法の基礎的な分野を構成するのが商法総則および商行為法であり、かかる基礎的知識の修得を本講は目的とする。

【授業の展開計画】

| 週 | 授業の内容 |
|----|-----------------------------------|
| 1 | 形式的意義の商法・実質的意義の商法、民法と商法との関係 |
| 2 | 商人の種類、絶対的商行為 |
| 3 | 営業的商行為、附属的商行為 |
| 4 | 双方的商行為・一方的商行為、商人資格の得喪 |
| 5 | 営業能力 |
| 6 | 支配人の意義およびその選任・終任、支配人の代理権 |
| 7 | 支配人の義務、表見支配人、その他の使用人 |
| 8 | 代理商の意義、代理商の権利・義務 |
| 9 | 営業所の意義、商号の意義と選定 |
| 10 | 商号の登記とその効力、商号権の意義 |
| 11 | 類似商号、商号権の性質と譲渡 |
| 12 | 名板貸、商号の廃止、商業登記の意義と種類 |
| 13 | 商業登記事項と登記手続、商業登記の効力 |
| 14 | 商業帳簿の意義とその作成・保存・提出業務、会計帳簿および貸借対照表 |
| 15 | 営業譲渡、試験 |
| 16 | |

【履修上の注意事項】

商法法則・商行為法の分野は、他の商法の分野(会社法、手形・小切手法、保険・海商法)の基礎をなしている ところから、それらの受講を予定しておられる学生諸君については、前もって必ず本講義を受講されたい。なお 、商法の分野は改正が多いので、講義の際には、必ず最新の小六法を持参されたい。

【評価方法】

前期試験(論述式・表面のみ記述)の成績のみで評価する。レポート、宿題等は課さない。なお、追再試は、一切行わない

【テキスト】

未定

【参考文献】

(1) 大隅健一郎「商法総則」(新版)法律学・全集 27 (有斐閣)

政治学原論

担当教員 芝田 秀幹

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

国家、主権、自由、権利、民主主義(デモクラシー)、個人主義、社会、民族など、政治に関する概念を正しく 理解することは、成熟したデモクラシー国家の建設を目指すわが国の主権者=国民にとって必須のものといえよ う。本講義では、こうした政治(学)的概念を、それらを巡る様々な学説を織り交ぜながら詳解し、戦後の「国家=悪/市民=善」という「戦後民主主義」の二分法の下で表層的にしか捉えられてこなかった「国民国家」の 存在意義を、「地球市民」ではなく「国家市民」を重視する立場から明確にしたい。

【授業の展開計画】

序 政治学原論とは(第1週)

1. 政治 A. 政治 (第1週)

B. 権力・主権 (第2・3週)

2. 民主主義 A. 一般意志 (第4週)

B. 議会制 (第5週)

C. ルソー『社会契約論』 (第6週)

A. 原子論的個人主義 (第7週) 3. 個人主義

B. ホッブズ・ロックの個人主義(第8・9週)

C. 理想主義的・人格主義的個人主義 (第10週)

A. 法律的・政治的・哲学的自由 (第11・12・13週) 4. 自由

B. ベンサムの自由論 (第14週)

5. 個性 A. 消極的・積極的個性(第15・16週)

B. J. S. ミルの個性論 (第17週)

A. 意志と国家 (第18·19週) 6. 国家

B. 道徳と国家(第20週)

C. 人権と国家(第21週) D. 刑罰と国家 (第21週)

A. 家族と国家 (第22週) 7. 社会制度

B. 私有財産と国家(第22週)

C. NPO・コミュニティと国家 (第23週)

8. 社会政策と貧困(第24週)

9. 社会主義

A. マルクス主義 (第25週) B. フェビアン社会主義 (第26週)

A. 国際平和論(第27週) 10. 国際協調主義

B. レアルポリティークと理想主義 (第28・29週)

11. 多元主義(第29週)

結 講義のまとめ (第30週)

【履修上の注意事項】

歴史知識、人間・社会への関心が政治学を学ぶ者の条件であるから、受講者はなによりもまず歴史をよく勉強 し、かつ日々生起する出来事や状況に触発されつつ考えることが重要。また、新聞・テレビ・ネットから供され る場当たり的情報ではなく、歴史の中で鍛えられた人類の知的遺産、学問的研究成果を尊び、かつそれに学ぶス タンスを身につけて欲しい。なお、「政治学Ⅰ」「政治学Ⅱ」「西洋政治史」も併せて履修しておいて欲しい。

【評価方法】

定期試験の結果と出席状況で判断。

【テキスト】

芝田秀幹『イギリス理想主義の政治思想-バーナード・ボザンケの政治理論』(芦書房、2006年)。

【参考文献】

日下喜一『現代政治思想史』(勁草書房、1967年)、岡野加穂留・芝田秀幹『政治思想とデモクラシーの検証』 (東信堂、2002年)、行安茂『近代日本の思想家とイギリス理想主義』(北樹出版、2007年)。

西洋政治史

担当教員 芝田 秀幹

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義では、近代から現在に至る西欧の政治発展について、国家の観点から、また英仏独伊露米など主要国に焦 点を絞りながら解説する。具体的には、まず各国の近代国民国家の形成過程を、デモクラシー化や経済的繁栄及 び社会的公正の確立などを視野に入れつつ跡付ける。次に、第一次世界大戦勃発の経緯や「20世紀の社会主義」 に決定的な影響を与えたロシア革命の成立過程を辿る。最後に、第一次大戦で敗れたドイツで、史上最悪の指導 者アドルフ・ヒトラーが登場し、世界を地獄へと導いた経緯を、ナチズムの特性を踏まえながら明らかにする。

【授業の展開計画】

序 西洋政治史を学ぶにあたって(第1週)

第1章 政治的近代化と民主政治の成立 1. 国家の形成とイギリスの議会政治(第2週)

2. フランスの政治的離陸とイギリス (第3週)

3. ボナパルティズム (第4週)

4. イギリスの競争的民主主義 (第5週)

フランスの社会的共和制(第6週)

1. ドイツ帝国の政治構造 (第7週) 第2章 民主化の停滞と抵抗・変革

イタリアの自由主義体制(第8週)

3. 民衆運動(第9週)

4. 労働運動 (第10週)

1. 国際政治システム (第11週) 第3章 第一次世界大戦とロシア革命

2. 大戦の勃発 (第12週)

3. 大戦の歴史的意味(第13週)

4. ロシア革命 (第14週)

第4章 戦後政治の不安 1. 戦後政治(第15週)

2. ワイマール共和国の成立(第16・17週)

3. ファシズムの成立 (第18週)

第5章 デモクラシーの安定と崩壊 1. デモクラシーの安定 (第19週)

2. 世界恐慌の衝撃 (第20・21週)

3. ワイマール共和国の崩壊(第22・23週) 第6章 各国の対応

1. イギリス (第24週) 2. フランス (第24週)

3. ロシア (第25週)

1. ナチズム (第26・27週) 第7章 ファシズムと第二次世界大戦

2. イタリア・ファシズムの展開 (第28週)

3. 破局 (第29週)

結 講義のまとめ(第30週)

【履修上の注意事項】

これは沖縄に限らないのであろうが、近時、近現代史を知らない、学ぼうとしない学生が増えている気がする。 しかし、西洋・日本の近現代政治史、特に「戦争と革命の時代」である20世紀の政治史に無知・無関心であり続 ける者には、大学で政治学、否社会科学を学ぶ資格は全くないといってよい。「過去に眼を閉ざす者は、未来に 対しても盲目となる」とはドイツの政治家ヴァイツベッカーの言葉である。先行きが極めて不透明な現代、学生 諸君には、当座のことばかりに眼を奪われずに、是非とも歴史に学ぶスタンスを身に付けて欲しいものである。

【評価方法】

定期試験の結果と出席状況で判断。

【テキスト】

使用しない。プリントを適宜配布する。また、DVDやビデオなどの視聴覚教材も授業で大いに活用する。

【参考文献】

山口定『現代ヨーロッパ政治史』(福村出版,1982-83年),篠原一『ヨーロッパの政治』(東大出版会,1986年)、平 島健司他『新訂ヨーロッパ政治史』(放送大学, 2005年)、斎藤晢他『20世紀ドイツの光と影』(芦書房, 2005年)。

地方財政論

担当教員 平 剛

配当年次 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

財政とは政府による経済活動を指す。なかでも、地方財政は、福祉や教育よるといった直接市民生活と関わる公共サービスの提供を担っている。その意味で、地方財政はわれわれにとって身近なものである。現在、地方財政は、国からの補助金削減、高齢化に伴う支出の増大等の課題に直面している。本講義では、地方財政の制度・仕組みについて包括的な理解を目指す。あわせて今日の地方財政に関わる政策課題等と取り上げ、それへの自治体の対応やその有効性についてこれまでの研究成果を踏まえながら検討していく。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-----------------|----|--------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 地方消費税 |
| 2 | 財政(地方財政)の役割 | 18 | 固定資産税 |
| 3 | 財政システムと財政の規模 | 19 | 地方交付税の仕組み |
| 4 | 地方財政制度 | 20 | 地方交付税改革の課題 |
| 5 | 地方分権の推進 | 21 | 国庫支出金の仕組み |
| 6 | 地域福祉と介護保険 | 22 | 国庫支出金の現状と課題 |
| 7 | 地方の歳出構造 | 23 | 国債と地方債 |
| 8 | 地方の歳入構造 | 24 | 地方債の現状 |
| 9 | 財政指標 | 25 | 地方債発行と国の関与 |
| 10 | 租税(地方税)原則 | 26 | 公営企業の現状と改革① |
| 11 | 国と地方の税源配分 | 27 | 公営企業の現状と改革② |
| 12 | 地方税体系① | 28 | 地方分権(三位一体改革) |
| 13 | 地方税体系② | 29 | 地方分権(道州制) |
| 14 | 個人住民税 | 30 | まとめ |
| 15 | 個人住民税(納付税額の計算例) | 31 | |
| 16 | 法人住民税と法人事業税 | | |

【履修上の注意事項】

特にありません。

【評価方法】

中間・期末試験の結果により評価します。

【テキスト】

林宏昭・橋本恭之著『入門地方財政・第2版』,中央経済社,2007年。

【参考文献】

林宜嗣著『地方財政〔新版〕』,有斐閣,2008年。総務省『地方財政白書』,各年版。その他, 講義で紹介します。

地方自治論

担当教員 黒柳 保則

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義では、主権者として自治を考え、参加する際に必須のトピックスを、最新の動向を踏まえて論じます。民主主義の核心には「自ら治める」という「自治」の精神があり、国と比べて自治体ではそれを実感しやすいはずです。しかし、従来の日本は中央集権であって、必ずしもそうとはいえませんでした。国と自治体の借金が100兆円を超えたと言われる中で、今後さらに分権が進められ、自治体は必ず自立を迫られます。今こそ大いに「自治」の精神を発揮して地域運営に当たるべき時です。こうした現状を理解する上で役立つ講義にします。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|------------------|----|----------------|
| 1 | ガイダンス | | 地方分権における変更点 |
| 2 | 地方自治とは | 18 | 市町村合併の歴史 |
| 3 | 地方自治の構造 | 19 | 沖縄における市町村合併の歴史 |
| 4 | 地方自治の歴史一戦前 | 20 | 「平成の大合併」の現状と課題 |
| 5 | 地方自治の歴史一戦後 | 21 | 広域行政と道州制 |
| 6 | 沖縄のおける地方自治の歴史一戦前 | 22 | 道州制の展望 |
| 7 | 沖縄のおける地方自治の歴史一戦後 | 23 | 自治体と地方税制 |
| 8 | 自治体の種類 | 24 | 自治体の財政とその危機的状況 |
| 9 | 自治体首長の地位と役割 | 25 | 三位一体改革と自治体の財政 |
| 10 | 自治体首長と地方議会の関係 | 26 | 住民の自己決定と住民投票制度 |
| 11 | 地方議会の役割と権能 | 27 | 地域福祉と地域保健 |
| 12 | 地方議会の現状と改革 | 28 | 国際化時代と自治体 |
| 13 | 二元代表制の特徴 | 29 | 自治体外交の生成と現状 |
| 14 | 自治体の組織と職員 | 30 | まとめ |
| 15 | 国・都道府県・市町村の関係 | 31 | |
| 16 | 中央集権から地方分権への動向 | | |

【履修上の注意事項】

新聞の地方自治についての記事に注意を払ってください。気になる記事は切り抜きをするとよいでしょう。

【評価方法】

試験を主とし出席を加味して評価します。

【テキスト】

使用しません。レジュメを配布します。

【参考文献】

新藤宗幸『概説 日本の地方自治 [第2版]』東京大学出版会、2006年。矢野恒太記念会編『データでみる 県勢 2010年版』矢野恒太記念会、2009年。

統治機構論

担当教員 高良 沙哉

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義は、憲法における統治機構の基本を学び、その全体像をつかむことを目的とする。統治の基本原理は国民主権と権力分立であり、権力分立のねらいは、国民の権利・自由を保障することにある。そのことから、本講義を受講する際にも、権利・自由との関連性を意識しながら取り組んでほしい。講義では、国会、内閣、裁判所、憲法改正、地方自治などの内容を学ぶ。講義の進度にあわせて重要判例に触れ、定期的に復習を取り入れることで、記憶の定着をはかる。また新聞資料なども使って、社会の動きにも目を向けながら、理解を深めていく。

【授業の展開計画】

配布するレジュメに沿って講義を進める。講義では頻繁に条文を参照し、テキストは必要に応じて参照する。講義の進度に合わせて重要判例を読み、理解を深める。内容の区切りごとに、問題を解きながら復習し、記憶の定着を図る。図を多く用いて、目で見て分かりやすい講義を心がける。

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-------------------|----|----------------------|
| 1 | イントロダクション・権力分立(1) | 17 | 司法権の意味と範囲(2) |
| 2 | 権力分立(2) | 18 | 裁判所の組織 |
| 3 | 国会の地位 | 19 | 裁判所の権能(1) |
| 4 | 国会の組織 | 20 | 裁判所の権能(2)-裁判員制度と関連して |
| 5 | 国会の活動・議員の地位(1) | 21 | 司法権の独立 |
| 6 | 国会の活動・議員の地位(2) | 22 | ビデオ学習 |
| 7 | 国会の権能 | 23 | 憲法保障(1) |
| 8 | 議院の権能 | 24 | 憲法保障(2)-違憲審査制- |
| 9 | 行政権と内閣 | 25 | 憲法保障(3)-憲法改正①- |
| 10 | 独立行政委員会 | 26 | 憲法保障(4)-憲法改正②- |
| 11 | 内閣の組織 | 27 | 地方自治(1) |
| 12 | 内閣の権能 | 28 | 地方自治(2) |
| 13 | 議院内閣制(1) | 29 | 財政(1) |
| 14 | 議院内閣制(2) | 30 | 財政(2) 31回後期試験 |
| 15 | 前半試験 | 31 | |
| 16 | 司法権の意味と範囲(1) | | |

【履修上の注意事項】

六法、テキスト、ノートを持参して受講すること。初回講義において、試験やレポートに関すること、講義を履 修する際の注意などを詳しく説明します。

【評価方法】

前半試験と後期試験の点数で評価する。2度ミニレポートを課し、提出した学生には加点する。

【テキスト】

初回講義で指定します。

【参考文献】

芦部信喜『憲法第四版』 (2007年3月 岩波書店) その他、参考文献は随時紹介します。講義で使う資料は配布します。

特殊講義Ⅷ(現代法行政特論1)

担当教員 野里 洋

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

新聞、テレビなどのメディアが激動期を迎えている。アメリカでは新聞社の倒産が相次ぎ、日本の新聞界では夕刊の廃止が続いている。雑誌の世界でも月刊誌などの休刊に歯止めがかからない。そうした中で、歴史が最も古いメディアとしての新聞が、なくなるとか消滅するとかいわれながらも、今なお、メディアの中心的な役割を果たしている。ここでは新聞をもとに、激動する現代という時代を考える。メディアの世界を激変させているのは、インターネットの登場である。インターネットによって世界も、われわれの生活も変わった。

【授業の展開計画】

【授業のねらい】の続き~

こうした変化を考慮に入れながら、マスコミ、メディアとは、ジャーナリズムとは、そして、沖縄のジャーナリズムとは・・・について私の体験をもとに、具体的な問題を取り上げ、講義を進める。将来、メディアの世界に進みたいと考えている人、そうでない人も、現代という時代、いまの沖縄をどう考えればいいのかについて、講義を展開する。

| 週 | | 授 | 業 | の | 内 | 容 | |
|------|---------|--------|---------|---------|----------|---------|--|
| 1 | 私の経歴、「普 | 天間」問題 | について | | | | |
| 2 | 本土復帰前の沖 | 縄と復帰後 | の沖縄(ビデオ | テープを使って | () | | |
| 3 | 「本土」で生ま | れた私がな | ぜ、沖縄の新聞 | 記者になったか | 7 | | |
| 4 | 復帰前と復帰後 | の沖縄につ | いて-私の体験 | をもとに、パン | スポートなど | を見せながら- | |
| 5 | 沖縄から「夕刊 | 」が消えた | -新聞を取り巻 | く事情- | | | |
| 6 | 現在は新聞の大 | 変革期にあ | る-新聞の歴史 | を踏まえながら | <u> </u> | | |
| 7 | 「癒しの島、沖 | 縄の真実」 | について | | | | |
| 8 | 「沖縄力の時代 | 」について | | | | | |
| 9 | 新聞の読み方、 | 作られ方、 | 取材の仕方、新 | 聞社の仕組み | | | |
| 10 | 沖縄の世論の特 | 徴について | ーアイデンティ | ティ、県民意識 | 哉などー | | |
| 11 | 物事に関心を持 | つことと持 | たないことにつ | いて-鎌倉芳却 | 、郎のケース? | をもとにー | |
| 12 | 私が担当し、大 | 反響を呼ん | だキャンペーン | から | | | |
| 13 | 同・「世界のウ | チナーンチ | ュ」から | | | | |
| 14 | インターネット | と新聞 | | | | | |
| 15 | メデイアの将来 | 、 16回目 | 「ジャーナリズ | ムとは、ジャー | ーナリストにフ | なるためには」 | |
| [16 | | | | | | | |

【履修上の注意事項】

【授業の展開計画概要】の続き~

以上の計画に基づいて講義を進めるが、若干変更することもある。また、同じ期間中に沖縄の基地問題をめぐって沖縄の将来を決定するような、政治的な大事態が同時進行するので、これら時事的な問題も適宜、取り上げ、解説、考えたい。

【評価方法】

出席状況、講義の参加する姿勢、受け身でなく自ら考え発言する姿勢、レポート提出など総合的に評価

【テキスト】

特に指定はない。新聞を見ながら、比較、説明する。必要に応じて、資料やレジュメを配布する

【参考文献】

「新聞なんていたない」(朝日新聞社)、「ニュースキャスター」(筑紫哲也著、集英社新書)、「癒しの島・沖縄の真実」(野里洋著、ソフトバンク新書)

日本外交史

担当教員 吉次 公介

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

1951年に日来安保条約が締結されてから、50年以上が経過した。戦後半世紀にわたって日本外交の基軸となってきた日米安保体制とは、どのようなものなのか。戦後日本外交史のなかでいかなる役割を果たしてきたのか。また、なぜこれほどまでに大規模な米軍基地が沖縄に存在しているのか。占領期から日米安保調印、安保改定、沖縄返還などを経て今日に至るまでの戦後日本外交史を振り返りながら、この課題について論じたい。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------|----|-------------------|
| 1 | イントロダクション | 17 | 池田勇人政権の発足 |
| 2 | 満州事変と日中戦争 | 18 | 日米「イコール・パートナーシップ」 |
| 3 | アジア太平洋戦争のはじまり | 19 | 池田政権期の日本外交と冷戦 |
| 4 | アジア太平洋戦争の終結 | 20 | 佐藤栄作政権の成立 |
| 5 | 占領改革―非軍事化と民主化 | 21 | 沖縄返還への道―米軍統治下の沖縄 |
| 6 | 占領政策の変容―「逆コース」 | 22 | 沖縄返還交渉 |
| 7 | 講和交渉のはじまり | 23 | 沖縄返還と「密約」 |
| 8 | サンフランシスコ講和条約 | 24 | 沖縄返還とは何だったのか |
| 9 | 日米安保条約の締結 | 25 | 危機の70年代 |
| 10 | 安保条約の論理構造 | 26 | 新冷戦下の日米関係 |
| 11 | 講和・安保発効後の日米関係 | 27 | 冷戦終結と日米同盟の「漂流」 |
| 12 | 「吉田ドクトリン」論の虚実 | 28 | 安保再定義とSACO |
| 13 | 鳩山一郎政権期の日米関係 | 29 | 日米安保と在沖米軍基地問題の現在 |
| 14 | 宰相・岸信介 | 30 | まとめ |
| 15 | 安保改定の実現 | 31 | |
| 16 | 「安保闘争」と岸の退陣 | | |

【履修上の注意事項】

講義中の私語は厳しく禁じる。

【評価方法】

デストを基本とし、出席状況・レポートを加味する。なお、テストにおいて同文・同一の回答があった場合、対象者全員を不可とする。

【テキスト】

五百旗頭真編『戦後日本外交史 新版』有斐閣、2006 豊下楢彦編『安保条約の論理』柏書房、1999

【参考文献】

吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦』岩波書店、2009年

日本政治史

担当教員 芝田 秀幹

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

今年度より「日本政治史」を法律・地域行政の両学科で開講する。前期は、幕末から明治時代にかけての、後期は大正時代から昭和ファシズム期にかけての日本の内政、および外交を歴史的・政治学的に検討する。また、明治期に近代的な政治制度を作り上げた大久保利通、西郷隆盛、伊藤博文、山県有朋等の政治家や、原敬、近衛文麿、東條英機ら大正・昭和期のリーダーたちの政策や思想についても随時言及していく。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|------------------|----|-------------|
| 1 | はじめに - 開講に当たって - | 17 | 桂園時代 |
| 2 | 幕藩体制 | 18 | 韓国併合・辛亥革命 |
| 3 | 開国・日米通商条約 | 19 | 大正政変 |
| 4 | 公武合体・尊王攘夷・尊王倒幕 | 20 | 大隈内閣 |
| 5 | 大政奉還・王政復古 | 21 | 寺内内閣・シベリア出兵 |
| 6 | 中央集権・征韓論争 | 22 | 原内閣 |
| 7 | 大久保政権・西南戦争 | 23 | 政友会分裂・護憲三派 |
| 8 | 自由民権運動 | 24 | 西園寺公望・民政党 |
| 9 | 自由党解党・朝鮮問題 | 25 | 社会主義運動 |
| 10 | 明治14年政変 | 26 | 国家改造運動 |
| 11 | 内閣制度・帝国議会 | 27 | 満州事変・二二六事件 |
| 12 | 条約改正・大同団結運動 | 28 | 日中事変・近衛新体制 |
| 13 | 初期議会 | 29 | 太平洋戦争 |
| 14 | 日清戦争 | 30 | 講義のまとめ |
| 15 | 政友会創立 | 31 | |
| 16 | 日露戦争 | | |

【履修上の注意事項】

「政治学Ⅰ」「政治学Ⅱ」「政治学原論」「西洋政治史」を履修していることが望ましい。

【評価方法】

定期試験の結果と出席状況で判断。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

千味準之輔『日本政治史(1)~(3)』(東京大学出版会、1988年)、富田信男『新版・日本政治の変遷』(北樹出版、1993年)。

物権法

担当教員 田中 稔

配当年次 2年 **単位区分** 選択 **開講時期** 前期

単位数

授業形態 一般講義

4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義は、民法典のうち、第2編物権およびその特別法を取り上げる。所有権に代表される物権は、資本主義 社会の一員であるわが国の社会制度の根幹をなしているものの一つであり、私的所有を保障することで個々人の 自由な活動を認めることによって、市場経済に対し契約自由の原則とともに法的な裏付けを与えていることを、 本講義を通じて講ずる。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------|----|------------------|
| 1 | オリエンテーション | 17 | 動産物権変動-即時取得 |
| 2 | 私法における物権法の位置づけ | 18 | 用益物権(1) |
| 3 | 物権の法的性質 | 19 | 用益物権 (2) |
| 4 | 所有権の権能 | 20 | マンションー総論 |
| 5 | 相隣関係・共有 | 21 | マンションー各論 |
| 6 | 物権的請求権 | 22 | 占有権一総論 |
| 7 | 不動産物権変動-総論(1) | 23 | 占有権一各論 |
| 8 | 不動産物権変動-総論(2) | 24 | 債権回収と物的担保 |
| 9 | 民法177条(1) | 25 | 担保物権-抵当権 |
| 10 | 民法177条(2) | 26 | 担保物権-質権・先取特権・留置権 |
| 11 | 登記と公信力(1) | 27 | 担保物権-譲渡担保 |
| 12 | 民法94条2項類推適用 | 28 | 担保物権一仮登記担保 |
| 13 | 不動産登記制度(1) | 29 | 担保物権-その他 |
| 14 | 不動産登記制度(2) | 30 | 総合的な問題 |
| 15 | 不動産登記制度(3) | 31 | |
| 16 | 動産物権変動-総論 | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法を持参してください。

【評価方法】

小テスト・期末試験(試験期間中に実施する)によって成績の評価を行う。

【テキスト】

レジュメを配布します。

【参考文献】

適宜紹介します。

法史学

担当教員 稲福 日出夫

配当年次 2年 単位区分 選択

開講時期前期授業形態一般講義単位数4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

ョーロッパ近代法の形成過程を一緒に考えていく。と同時に、わが国の近代諸法典はドイツやフランスなど西欧法の影響を受けてつくられたといわれているが、どのような影響を受けたのか。この点も探っていきたい。また、講義の前半で採り上げる「近代日本法の歴史」において、沖縄の輩出した歴史家、法学者たちの活動、業績にも時折触れ、彼らの足跡が「近代日本法の歴史」にどう係わりをもったか、一緒に考えていきたい。

【授業の展開計画】

前半は、近代日本法の歴史にあてる。自由民権運動や帝国憲法の制定、またわが国の民法典編纂事業、民法典論争を一緒に考えていく。そのさい、穂積陳重のわが国の近代法形成に果たした役割に時間をさいて触れる。同時にまた、佐喜眞興英の「女人政治考」、沖縄における近代法形成のテンポのズレについても一緒に考えていきたい。

後半は、先ず、わが国におけるヨーロッパ法史研究の歴史について紹介し、続いて、古典古代社会の法と国制、古ゲルマン社会の法と国制、中世初期の法観念、「古き良き法」理論、ドイツにおける学識法曹階層の社会的進出、法律家身分の成立、自然法論の時代から自然法的法典編纂の時代へ、早期の法典編纂、サヴィニー対ティボーの法典論争、ドイツ歴史法学派の誕生、ヤーコプ・グリムの法学観、等に関して講義をすすめていく。

【履修上の注意事項】

歴史や思想史に興味をもつ学生の受講を歓迎する。

【評価方法】

成績評価は、出席、時折課す小テスト・レポート、中間・期末試験などを総合して評価の基準にする。

【テキスト】

特に指定はない。適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

講義で適宜指示する。

アジアと日本

担当教員 吉次 公介

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期 授業形態 一般講義

2.0

単位数

関連資格

備考

【授業のねらい】

日本外交にとって、アジアとの関係は、日米関係と並び極めて重要な位置を占めている。アジアとの連携なくして、日本の安定と発展はないといっても過言ではない。それでは、近現代の日本は、アジアといかに向き合ってきたのか。本講義は、近現代における日本のアジア外交を概観し、あるべき日本のアジア外交を模索しようとすうものである。とくに、アジア太平洋戦争の評価、冷戦期における日本のアジア外交の評価が、本講義の主要なテーマとなる。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 | 業 | の | 内 | 容 | |
|----|----------------|---------------|---|---|---|--|
| 1 | イントロダクション | | | | | |
| 2 | 近代日本とアジア | | | | | |
| 3 | 大日本帝国の「膨張」 | | | | | |
| 4 | 満州事変と日中全面戦争 | | | | | |
| 5 | 日本の「南進」 | | | | | |
| 6 | アジア太平洋戦争 | | | | | |
| 7 | アジア太平洋戦争の評価 | | | | | |
| 8 | アメリカの冷戦戦略と日本 | | | | | |
| 9 | 講和・安保とアジア | | | | | |
| 10 | 戦後日中関係 | | | | | |
| 11 | 戦後日本と東南アジア (1) | | | | | |
| 12 | 戦後日本と東南アジア (2) | | | | | |
| 13 | 戦後日韓関係 | | | | | |
| 14 | アジアの安全保障と在沖米軍基 | 表地 | | | | |
| 15 | まとめ | | | | | |
| 16 | | | | | | |

【履修上の注意事項】

講義中の私語は厳禁とする。テストにおいて同一同文の答案があった場合は、その全てを不可とする。

【評価方法】

テストを基礎とし、それに出席状況やレポートを加味して評価する。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

井上寿一『日本外交史講義』岩波書店、2003年 吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦』岩波書店、2009年

沖縄の政治

担当教員 黒柳 保則

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

十五年戦争の敗戦前後から、奄美・沖縄・宮古・八重山の4群島は、順次「本土」や他の群島とは分離され、米軍政下に置かれました。その後、琉球政府が発足した1952年4月まで、各群島にはそれぞれ政府や議会が存在し、政党が活動して選挙が行われたというように、独自の政治空間が存在したことはあまり知られていません。この講義では、戦後の奄美・沖縄政治の「原点」とも言うべきこの時期に焦点をあて、その分離と統合の過程と意味を沖縄の視点からだけでなく、奄美・宮古・八重山の視点からも具体的に検証したいと思います。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 | 業 | の | 内 | 容 | |
|----|---------------|----------|---------|--------------|---|--|
| 1 | 十五年戦争下の沖縄県政と済 | 中縄県の消滅 | | | | |
| 2 | 沖縄群島における米軍政の | 開始とその構造 | | | | |
| 3 | 奄美・宮古・八重山各群島〜 | への米軍政の施 | 行過程 | | | |
| 4 | 米軍政下の沖縄群島政治①- | -収容所から沖 | 縄諮詢会へ | | | |
| 5 | 米軍政下の沖縄群島政治②- | - 沖縄民政府と | 米軍政 | | | |
| 6 | 米軍政下の宮古群島政治①- | - 宮古支庁から | 宮古民政府へ | | | |
| 7 | 米軍政下の宮古群島政治②- | - 具志堅宗精知 | 事と「野党」勢 | 为 | | |
| 8 | 米軍政下の八重山群島政治(| D一八重山自治 | 会から八重山支 | で庁へ | | |
| 9 | 米軍政下の八重山群島政治(| 2一八重山民政 | 府と「白黒闘争 | } | | |
| 10 | 米軍政下の奄美群島政治①- | -大島支庁から | 臨時北部南西諸 | 番島政庁へ | | |
| 11 | 米軍政下の奄美群島政治②- | - 政治構造の変 | 容と政党の叢生 | <u> </u> | | |
| 12 | 奄美・沖縄・宮古・八重山 | 各群島における | 群島政府の成立 | <u></u> | | |
| 13 | 統合への道①-臨時琉球諮詢 | 旬委員会と琉球 | 臨時中央政府 | | | |
| 14 | 統合への道②-統合の在り | 方をめぐる米軍 | 政の構想と各郡 | #島の意向 | | |
| 15 | 琉球政府の発足 | | | | | |
| 16 | | | | | | |

【履修上の注意事項】

基本的なところから丁寧に講義をしますので心配は無用です。新資料の発見といった関連する新聞の記事に注意を払って下さい。気になる記事は切抜きをするとよいでしょう。

【評価方法】

試験を主とし出席を加味して評価します。

【テキスト】

使用しません。レジュメを配布します。

【参考文献】

大田静男『八重山戦後史』ひるぎ社、1985年。大城将保『琉球政府』ひるぎ社、1992年。鹿児島県地方自治研究 所編『奄美戦後史』南方新社、2005年。平良市史編さん委員会編『平良市史 第二巻』平良市役所、1981年。

環境法

担当教員 砂川 かおり

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

環境問題は公害から生活環境問題、さらに将来世代の持続可能な発展を求める地球規模の問題へ拡大しています。環境法とは、環境の質を社会的に望ましい状態にするための法システムの総称です。つまり、現在および将来の環境の質の状態に影響を与える関係主体の意思決定を社会的望ましい状態の実現に向けるためのアプローチに関する法、および、環境に関する紛争処理に関する法律です。

【授業の展開計画】

本講義では、環境法に係るこれまでの理論的蓄積やアプローチ、判例等を学びながら、環境法に関する諸課題について理解を深め、問題点の抽出、解決方法等について考え、分析できる能力を身に付けることを目的としています。

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|--------------------|----|--------------------|
| 1 | 授業概要説明 | 17 | 有害化学物質管理法 |
| 2 | 日本の公害・環境法の歴史 | 18 | 汚染排出の防止・削減に関する法 |
| 3 | 日本の公害・環境法の歴史 | 19 | 汚染排出の防止・削減に関する法 |
| 4 | 環境問題と環境法の特色・体系 | 20 | 循環管理法 |
| 5 | 環境問題と環境法の特色・体系 | 21 | 循環管理法 |
| 6 | 環境法の基本理念・原則、各主体の役割 | 22 | 自然・文化環境保全法 |
| 7 | 環境法の基本理念・原則、各主体の役割 | 23 | 自然・文化環境保全法 |
| 8 | 環境政策の手法 | 24 | 環境保護の費用負担 |
| 9 | 環境政策の手法 | 25 | 環境保護の費用負担 |
| 10 | 環境基本法と環境基本計画 | 26 | 公害・環境事件の司法・行政的解決 |
| 11 | 環境基本法と環境基本計画 | 27 | 公害・環境事件の司法・行政的解決 |
| 12 | 環境規制と法 | 28 | 地球環境問題に関する条約と国内的対応 |
| 13 | 環境規制と法 | 29 | 地球環境問題に関する条約と国内的対応 |
| 14 | 環境影響評価に関する法 | 30 | まとめ |
| 15 | 環境影響評価に関する法 | 31 | |
| 16 | 有害化学物質管理法 | | |

【履修上の注意事項】

【評価方法】

出席・レポート・期末試験により評価します。

評価配分:出席点30%、レポート20%、期末試験50%

【テキスト】

畠山武道・大塚 直・北村喜宣「環境法入門」(日本経済新聞出版社)

【参考文献】

大塚直「環境法」(有斐閣)、大塚直・北村喜宣「環境法ケースブック」(有斐閣)、「ジュリスト別冊、公害環境判例百選」(有斐閣)、その他 適宜プリント等配布。

外国法 I

担当教員 舩越 優子

配当年次 3年 単位区分 選択 開講時期 前期 授業形態 一般講義 単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

英米法(コモン・ロー)とは、イギリス法およびイギリス法を継受した国々の法を意味します。本講義では、 アメリカ法を中心に、大陸法と対比される英米法の特徴を、その法制度、法文化、歴史等に焦点をあてて講義し ます。

【授業の展開計画】

- 1. 英米法・英米法系
- 2. 判例法主義
- 3. 連邦制度
- 4. 裁判制度
- 5. 陪審制度
- 6. アメリカ法の歴史
- 7. 合衆国憲法8. アメリカの法学教育

【履修上の注意事項】

特にありません。

【評価方法】

期末試験の成績によって評価します。

【テキスト】

丸山英二『入門アメリカ法』(第2版、弘文堂)

【参考文献】

授業中に適宜説明します。

外国法Ⅱ

担当教員 舩越 優子

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期 授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義では、アメリカ法の実際を学ぶことを目的として、民事手続法および契約法を取り上げます。最初に民事手続法を概観したのち、アメリカ契約法に特徴的な約因理論、救済方法などを中心に講義します。

【授業の展開計画】

- 1. アメリカの民事手続法
- (1)管轄
- (2) 訴答
- (3) 開示
- (4) 事実審理
- (5)上訴
- 2.アメリカの契約法
- (1)契約の成立
- (2)約因
- (3)口頭証拠法則
- (4)債務不履行
- (5)救済

【履修上の注意事項】

日本の民事訴訟法、契約法(債権総論、債権各論)に関する基本的な知識があることを前提とします。 外国法(英米法) I を受講していることが望ましい。

【評価方法】

期末試験の成績によって評価します。

【テキスト】

丸山英二『入門アメリカ法』 (第2版、弘文堂、2009年)

【参考文献】

授業中に適宜説明します。

外書講読研究Ⅱ

担当教員 稲福 日出夫

配当年次 3年 **単位区分** 選択

開講時期後期授業形態一般講義単位数2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

法学にかんするドイツ語テキストを輪読することで、ドイツ法文化を理解するための足がかりとしたい。学生時代に外国の文献にふれ、静かに且つ情熱をもって読み込んでいく経験は、将来、きっと役立つものと思われる。

【授業の展開計画】

授業の開始のさい、参加する学生たちと相談して、テキストを決めることになる。そのテキストを皆で輪読しながら、授業をすすめることになる。

【履修上の注意事項】

参加する学生は、おそらく少人数であろう。ドイツ語を履修した学生の参加が望ましい。が、それに限るわけではない。邦訳のあるテキストでもよい、と考えているので、先ず、初回に教室をのぞいてほしい。

【評価方法】

出席状況や、クラスへのかかわりかた、その意欲などを総合して、評価の基準とする。

【テキスト】

初回に参加者と相談して決めたい。

【参考文献】

授業をすすめるなかで、適宜指示する。

行政法Ⅱ

担当教員 前津 榮健

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義では、行政法Iで学習した行政法の基本原理や行政作用に関する知識を踏まえ、行政権による権利・利益の侵害に対する救済手段を考察する。つまり、行政による被害はどのようにして償われ、また国民が行政を相手に争う方法には、どのようなものがあり、またどのような問題を抱えているのかについて、具体例を通して考察していきたい。国家補償法、行政争訟法、行政苦情処理等について学ぶことを目的とする。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|--------------|----|----------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 行政不服申立の種類 |
| 2 | 現代行政と行政統制 | 18 | 教示制度 |
| 3 | 行政救済法の意義 | 19 | 行政不服申立の提起・審理 |
| 4 | 国家賠償法(1) | 20 | 行政事件訴訟の意義と系譜 |
| 5 | 同上 (2) | 21 | 行政事件訴訟と司法審査の限界 |
| 6 | 同上 (3) | 22 | 行政事件訴訟の類型 |
| 7 | 同上 (4) | 23 | 抗告訴訟の類型 |
| 8 | 事例問題を考える | 24 | 訴訟要件(1) |
| 9 | 損失補償 (1) | 25 | 同上 (2) |
| 10 | 同上 (2) | 26 | 取消訴訟の審理と終結 |
| 11 | 同上 (3) | 27 | 事例問題を考える |
| 12 | 結果責任に基づく損害賠償 | 28 | 苦情処理制度 |
| 13 | 事例問題を考える | 29 | オンブズマン制度 |
| 14 | 試験 | 30 | 試験 |
| 15 | 行政争訟法の意義 | 31 | |
| 16 | 行政不服申立の意義 | | |

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。登録調整期間中に必ず出席すること。

【評価方法】

- (1) 評価は、2~3回の試験に基づき行う。追再試なし。
- (2) 例題について質疑あり。

【テキスト】

三好充・仲地博編著 池村・前津・小橋・木村『テキストブック 行政法』 (法律文化社)

【参考文献】

- (1) 原田尚彦『行政法要論』(学陽書房)
- (2) 塩野·小早川編『行政判例百選Ⅱ』(有斐閣)

刑事訴訟法

担当教員 中野 正剛

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 通年 **授業形態** 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

裁判員制度が実施されている。刑事裁判が専門家と市民との協同で行われる。あなたは周りの人に刑事 裁判制度について説明できなければならない。それが専門性を身につけた法学部生の役割。そこで、講義では法 学部生の常識と呼べる程度に、刑事手続の流れおよび概念をおもに判例に則して理解させる。昨年度は専門演習 とリンクさせ、模擬法廷教室を利用して、ゼミ生に実際に公判手続を再現させ、それを受講生に傍聴させること で、知識の定着を図った。

【授業の展開計画】

≪刑事手続の流れと理念≫を学ぶ。ゆえに、

(1) 刑事訴訟法の理念(2) 捜査・起訴(3) 公判審理(4) 裁判・上訴(5) 刑事訴訟の担い手を主な内容とする。なお、訴訟法の目的は事実の適正な認定に認められるから、証拠法に関する13、15~17を前倒しして講義の初期に述べる場合もある。

- そこで、1裁判とはどのようなものか
 - 3刑事裁判の基本原則
 - 5 国家訴追主義・起訴独占主義
 - 7捜査と裁判
 - 9 捜査機関
 - 11任意捜査の原則一強制捜査法定主義
 - 13違法収集証拠の排除法則
 - 15証拠と事実認定
 - 17事実認定における証拠の扱い
 - 19判決
 - 21誤判の救済制度
 - 23公判手続き以外の手続き
 - 25裁判官と裁判所
 - 27検察官と検察庁
 - 29弁護士と弁護士会

- 2 真実追究と人権保障の相克
- 4 捜査と令状主義
- 6公判手続きと当事者主義
- 8刑事手続きと捜査の役割
- 10捜査の流れ
- 12捜査の適正化のための方法
- 14公判手続き
- 16証拠の種類
- 18迅速な裁判の実現
- 20誤判とその救済
- 22再審
- 24少年審判の手続き
- 26司法権の独立
- 28検察官同一体の原則
- 30弁護士の地位

【履修上の注意事項】

刑事訴訟法には、「当事者主義」「公判中心主義」「口頭主義」「証拠裁判主義」をはじめとして理解の鍵となる概念がある。それらの概念の意義の一つは、裁判官や裁判員は法廷に現れる適正に収集された証拠に直接触れながら公平な立場で事実の認定をすることをつうじてこそ真実にもっとも接近することができるということにある。また刑事裁判や司法制度改革に関する日々のニュース報道にもアンテナを張っておくこと。

【評価方法】

地方裁判所での刑事裁判の傍聴(検事の起訴状朗読から判決まで)をし、その内容をまとめたレポートを夏期休暇明けまでに提出した人には成績評価でかなり優遇(提出は任意)。刑事手続を理解する近道は裁判傍聴に尽きることがその理由。評価は、「試験(講義への出席者を優遇したいので出題範囲は講義であつかった範囲内だけに限定)」と「出欠状況」などで評価。裁判傍聴レポートを提出した人には、評価点を加算する方向でだけ考慮。

【テキスト】

開講の際に指定する。そのほか、最新の六法、ノート必携。

【参考文献】

刑法各論

担当教員 中野 正剛

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

刑法の基本観念(罪刑法定主義・法益保護の原則【侵害原理】・責任主義)を踏まえた上で、犯罪論を筋道だてて考えることができるようにする。一定の刑罰論から、犯罪論、犯罪の要素がどうして必要とされ導き出されてくるのかに説明の重点を置く。また、「客観的」とか「主観的」とか、刑法教科書などで、あたりまえの事とされ説明が省略されているが、初学者には理解が難しい事柄に配慮して講義を行う。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------|----|-------------------|
| 1 | 罪刑法定主義 | 17 | 責任論一責任の本質 |
| 2 | 刑法思想・刑法学説の歴史 | 18 | 責任の構造 |
| 3 | 客観主義の刑法理論 | 19 | 責任能力 |
| 4 | 刑罰一応報刑主義 | 20 | 故意と過失 |
| 5 | 犯罪一行為責任の原則 | 21 | 信頼の原則 |
| 6 | 国家と刑法一民主主義と刑法 | 22 | 錯誤 |
| 7 | 犯罪論の構成(序論) | 23 | 期待可能性をめぐる諸問題 |
| 8 | 行為論一行為論の独立性 | 24 | 未遂論 |
| 9 | 目的的行為論その他 | 25 | 共犯論 (序論) |
| 10 | 真正不作為犯と不真正不作為犯 | 26 | 共謀共同正犯その他 |
| 11 | 法人の犯罪能力・両罰規定 | 27 | 共犯と錯誤、共犯と身分、必要的共犯 |
| 12 | 構成要件論 | 28 | 罪数論 |
| 13 | 因果関係論 | 29 | 刑罰論一刑罰の本質 |
| 14 | 違法論ー違法性と責任の関係 | 30 | |
| 15 | 形式的違法性と実質的違法性 | 31 | |
| 16 | 違法性阻却事由 | | |

【履修上の注意事項】

必ず、指示された教科書と最新の六法、ノート持参。講義中は、携帯電話の電源を切り、おしゃべり厳禁。講義は、各種国家試験、公務員試験に応じるため判例通説を尊重する。刑法を学ぶときは、国民の法確信・処罰感情の満足と被告人の人権の保障とのバランスをはかることが重要。被告人ひいては国民の自由権的人権をいかに保護するかに腐心して、法解釈学が展開されてきた。われわれが通常持つ凶悪事件はかならず重罰にせよという要求に即して刑法理論が動いているわけではない点に注目してほしい。

【評価方法】

期末試験(論述式)による。出席調査をかねて小テストを少し。評価は厳しく、公平にかつ厳格に行う。

【テキスト】

開講のときに指定するので必ず購入。その理由、講義ですべての項目に満遍なく触れることはできないので自習のため、また講義の予習のため。

【参考文献】

大越義久『刑法総論』(有斐閣)、中山研一『概説刑法 I』(成文堂)、井田良・丸山雅夫『ケーススタデイ刑 法』日本評論社、前田雅英『刑法総論講義』東京大学出版会、井田・『刑事法講義ノート』慶応義塾大学出版

公共事業論

担当教員 平 剛

配当年次 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義は, 第2次大戦後, わが国で展開された公共事業についての包括的な理解を目指す。最初に, 公共事業の 概要および事業展開を概観し、果たした役割を検討する。次に、各時代においてそこで意図された政策の目 的を検証する。さらに、公共事業の経済効果等に関する種々の研究の蓄積を踏まえ、そこで提起されている課 題、および改善へ向けての取り組み等を紹介し、その有効性について議論する。

【授業の展開計画】

- 1. ガイダンス
- 2. 公共事業の概要
- 3. 公共事業の定義
- 4. 公共事業の財源①
- 5. 公共事業の財源②
- 6. 事業別, 主体別, 経費負担別分析①
- 7. 事業別, 主体別, 経費負担別分析②
- 8. 公共事業の機能と問題点
- 9. 公共事業の政策目的の変遷 (50~60年代前半, 60年代後半~70年代前半)
- 10. 公共事業の政策目的の変遷 (70年代後半~80年代前半)
- 11. 公共事業の政策目的の変遷 (80年代後半~90年代初頭)
- 12. 公共事業の政策目的の変遷 (90年代初頭~現在)
- 13. 乗数効果の理論
- 14. 乗数効果低下の要因
- 15. 公共事業依存体質の問題点
- 16. 社会資本の生産力効果
- 17. 財政赤字の蓄積
- 18. 公共事業の地域間配分①
- 19. 公共事業の地域間配分②
- 20. 受益者負担原則の説明
- 21. トラベルコスト法, ヘドニック法, 仮想市場法22. 第三セクター方式の問題点
- 23. PFIによる社会資本整備①
- 25. 補助金政策の見直し
- 27. 入札制度の改革②
- 29. 今後の公共事業のあり方

- 24. PFIによる社会資本整備②
- 26. 入札制度の改革①
- 28. 公共投資の費用便益分析
- 30. まとめ

【履修上の注意事項】

地方財政論を履修していることが望ましい。

【評価方法】

定期試験の結果により評価します。

【テキスト】

特に指定しません。レジュメ他必要な資料等はその都度配布します。

【参考文献】

奥野信宏・焼田党・八木匡編著,『社会資本と経済発展』,名古屋大学出版会,1994年。吉野直行・中島隆信 編, 『公共投資の経済効果』, 日本評論社, 1999年。

公務員法

担当教員 朝崎 かたる

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

地方公務員制度の基本事項を中心に、改革が予想される技術的事項についても論ずる。講義は、地方公務員法を 中心にすすめるが、適宜、国家公務員法制についても言及する。 なお、学生が公務員について理解を深め、その志望動機を確認することに資することも目的とする。

【授業の展開計画】

第1 総則 第1講 地方公務員の意義と種類(一般職・特別職)

第2 人事機関 第2講 任命権者、人事委員会・公平委員会

第3 任用 第3講 平等取扱いの原則、任用(特別な任用:兼職、充て職、事務従事・補助執行、出向)

第4講 欠格条項、条件附採用・臨時的任用、派遣・離職

第4 勤務条件 第5講 給与

第6講 勤務時間

第5 身分保障 第7講 分限処分

第8講 懲戒処分

第9講 定年制、失職

第6 服務 第10講 服務の根本基準

職務遂行の義務(法令及び職務上の命令に従う義務、職務専念義務、争議行為等の禁止)

第11講 信用保持の義務 (信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限)

政治的中立性の確保(政治的行為の制限)

第12講 信用保持の義務(信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限)

政治的中立性の確保(政治的行為の制限)

第7 救済 第13講 勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に対する不服申立て

第8 職員団体 第14講 職員の団結権、団体交渉

第9 特例 第15講 教育公務員の特例、企業職員・単純労務職員・警察職員・消防職員の特例

※具体的には、初回の講義で提供する授業計画による。

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。

※六法を持たずに受講することは認めない。

【評価方法】

- (1) 試験 1回あり
- (2) 追再試験なし
- (3) 出席状況、試験の結果、受講時の態度などを総合的に判断する。

【テキスト】

・橋本勇著『入門 地方公務員法』(学陽書房)・テキストのほかに、レジュメを提供する。さらに、実践的な 公務員法を身につけるため、現に全国の自治体で惹起している最新の事例を資料として提供する。

【参考文献】

橋本 勇著『新版 逐条地方公務員法』(学陽書房)地方公務員制度研究会『季刊 地方公務員研究』

国際私法

担当教員 熊谷 久世

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

国際化の進展に伴って、国境を越えた法律問題が多発している。しかし、地球上には国境で仕切られた200以上の国があり、それぞれの法律の内容は異なっている。法統一は限られた分野でしかできていないため、一般にはいずれの国の法律を適用するかを定める国際私法ルールによって法秩序に安定を与えるという方法が採用されている。国際的な結婚・離婚などそれぞれの「単位法律関係」について、当事者の国籍・常居所などを「連結点」として「準拠法」を定めるのである。本講では、こうした準拠法の決定適用プロセスについて講義する。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|--------------------|----|-----------------|
| 1 | ガイダンス (講義の進め方) | 17 | 自然人-権利能力・行為能力 |
| 2 | 緒論 国際私法と国際民事手続法 | 18 | 氏名について |
| 3 | 国際私法の意義 | 19 | 法人-従属法 |
| 4 | 国際私法と統一法 | 20 | 法律行為-当事者自治の原則 |
| 5 | 国際私法による問題解決の実際 | 21 | 法定債権 |
| 6 | 国際民事手続法 | 22 | 国際婚姻の成立 |
| 7 | 総論 国際私法の構造 | 23 | 国際婚姻の効力 |
| 8 | 単位法律関係と | 24 | 夫婦財産制 |
| 9 | 連結点の確定 | 25 | 国際離婚 |
| 10 | 日本の国籍法 | 26 | 国際親子-実親子関係 |
| 11 | 連結点としての国籍および住所、常居所 | 27 | 国際親子-養親子関係 |
| 12 | 準拠法の特定-反致 | 28 | 物権その他の財産権一知的財産権 |
| 13 | 不統一法国・未承認国法の指定 | 29 | 国際相続 |
| 14 | 準拠法の適用-国際私法上の公序 | 30 | 総括 |
| 15 | 小括 | 31 | |
| 16 | 各論 総説 | | |

【履修上の注意事項】

国際私法は国内法であるので『六法』を必ず持参すること。国際法の条約集は不要。

国際私法は、従来の『法例』から、平成19年1月1日より『法の適用に関する通則法』として施行されたので注意すること。

【評価方法】

前・後期末の試験およびレポートを課した場合はそれらを含めた総合評価とする。

【テキスト】

「国際私法入門(第6版)」沢木敬郎・道垣内正人 (有斐閣双書)又は「国際私法(第2版)」神前禎・早川吉尚・元永和彦(有斐閣アルマ)を推奨する。 併せて適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

(1)「国際私法判例百選」桜田嘉章・道垣内正人編 (2)「国際私法概論(第5版)」木棚照一・松岡博・渡邊惺 之(3)「国際私法(第5版)」桜田嘉章(4)「国際私法講義(第3版)」溜池良夫(上記すべて有斐閣)

国際法 I

担当教員 比屋定 泰治

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

今日の私たちの生活は、国際社会とのつながりを前提として成り立っており、国際社会の法的ルールである国際法は、私たちが安定した日常生活を送るために必要なものである。

本講義では、国際法の歴史、法的性格、条約法や法主体などの基本的な部分から解説し、次に、国際法の中心的な主体である国家について解説する。

講義の際には、国際法に関する新しい事例等を可能な限り提示することで、理解の促進を図る。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-------------------|----|---------------|
| 1 | ガイダンス/受講受付 | 17 | 国際法の主体③国際機構 |
| 2 | イントロ(国際法はどのような法か) | 18 | 国際法の主体④私人 |
| 3 | 国際法の歴史 | 19 | 国家の成立・国家承認 |
| 4 | 国際法の法的性格 | 20 | 自決権 |
| 5 | 国内法との関係 | 21 | 国家承継 |
| 6 | 国際法の成立形式①慣習法 | 22 | 国家の機関①政府、国家元首 |
| 7 | 国際法の成立形式②条約 | 23 | 国家の機関②外交使節 |
| 8 | その他の成立形式 | 24 | 国家の機関③領事使節 |
| 9 | 条約法とは | 25 | 国家主権 |
| 10 | 条約の成立 | 26 | 国家管轄権 |
| 11 | 条約の留保 | 27 | 国家免除 |
| 12 | 条約の解釈・適用 | 28 | 平等権 |
| 13 | 条約の無効・終了 | 29 | 不干涉義務、普遍的義務 |
| 14 | まとめ①(1章~3章) | 30 | まとめ②(4章~7章) |
| 15 | 国際法の主体①国家 | 31 | |
| 16 | 国際法の主体②人民 | | |

【履修上の注意事項】

国際法の講義では「国内法との比較」にもとづいて内容を理解する部分が大きいので、法学部の基礎的な法律科目を履修してから、その後に国際法を受講することが望ましい。

【評価方法】

学期末等に実施する試験によって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法〔第5版〕』(有斐閣、2007年)

【参考文献】

講義の際に適宜紹介する。

国際法Ⅲ

担当教員 比屋定 泰治

配当年次 3年 **単位区分** 選択

開講時期 前期授業形態 一般講義単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

国際法Iで学んだ国際法の基本的な考え方をベースにしつつ、社会的・経済的分野における国際法について勉強していく。具体的には、私人の保護と処罰、経済的な国際協力、環境保護のための国際協力を勉強する。

【授業の展開計画】

| 週 | | 授 | 業 | の | 内 | 容 | |
|------|-----------|-------|--------|-----|---|---|--|
| 1 | ガイダンス | | | | | | |
| 2 | イントロ(社会的・ | 経済的分野 | の国際法につ | いて) | | | |
| 3 | 国籍 | | | | | | |
| 4 | 外国人の地位 | | | | | | |
| 5 | 人権の国際的保障 | | | | | | |
| 6 | 難民の保護 | | | | | | |
| 7 | 犯罪人引渡し | | | | | | |
| 8 | 国際犯罪 | | | | | | |
| 9 | 貿易 | | | | | | |
| 10 | 通貨・金融 | | | | | | |
| 11 | 投資 | | | | | | |
| 12 | 南北問題、地域経 | 済統合 | | | | | |
| 13 | 環境保全のための | 基本原則・ | 条約制度 | | | | |
| 14 | 越境汚染損害と賠償 | 賞責任 | | | | | |
| 15 | まとめ | | | | | | |
| [16 | | | | | | | |

【履修上の注意事項】

国際法Iを履修してからの受講が強く望まれる。

【評価方法】

学期末の試験によって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法[第5版]』(有斐閣Sシリーズ、2007年)

【参考文献】

適当なものがあれば、講義の際に適宜紹介する。

国際法IV

担当教員 比屋定 泰治

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期 **授業形態** 一般講義

2.0

単位数

関連資格

備考

【授業のねらい】

国際法Iで学んだ国際法の基本的な考え方をベースにして、平和と秩序維持のための国際法について勉強していく。具体的には、国家責任の成立・追及、国際紛争の処理のあり方、戦争の違法化と安全保障、武力紛争の犠牲者の保護、中立制度を勉強する。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 | 業 | の | 内 | 容 | |
|----|----------------|------|--------|---|---|--|
| 1 | 導入講義(平和・秩序維持の分 | 野におり | ける国際法) | | | |
| 2 | 国際違法行為の成立・効果 | | | | | |
| 3 | 国際請求、対抗措置 | | | | | |
| 4 | 紛争の平和的処理とは | | | | | |
| 5 | 紛争処理の手段①(交渉、周旋 | 、仲介) | | | | |
| 6 | 紛争処理の手段②(審査、調停 | 、仲裁) | | | | |
| 7 | 紛争の司法的解決 | | | | | |
| 8 | 紛争の政治的処理、国際裁判と | 日本 | | | | |
| 9 | 戦争・武力行使の違法化 | | | | | |
| 10 | 集団安全保障 | | | | | |
| 11 | 自衛権 | | | | | |
| 12 | 平和維持活動、軍縮・軍備管理 | ! | | | | |
| 13 | 戦闘の手段・方法の規制 | | | | | |
| 14 | 武力紛争犠牲者の保護、履行確 | 保 | | | | |
| 15 | 中立法 | | | | | |
| 16 | | | | | | |

【履修上の注意事項】

国際法Iを履修してからの受講が強く望まれる。

【評価方法】

学期末の試験によって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法[第5版]』(有斐閣Sシリーズ、2007年)

【参考文献】

適当なものがあれば、講義の際に適宜紹介する。

社会保障法

担当教員 井村 真己

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

社会保障法とは、生活保障の最終的役割を担う国家が、疾病・障害・高齢・失業・死亡など社会生活上の困難を もたらす事故をカバーし、国民が「人たるに値する生活」を確保することを任務とする法律の総称である。具体 的には、年金保険、医療保険、生活扶助、社会福祉などであり、介護問題や年金問題など、現在の社会が直面し ている重要課題が提起されている。

本講義では、これら社会保障に関する法制度を中心に、わが国における社会保障政策の展開について考察する。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------|----|--------------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 医療保険②(健康保険法) |
| 2 | 社会保障概説①(社会保障の目的と機能) | 18 | 医療保険③ (国民健康保険法) |
| 3 | 社会保障概説②(社会保障の国際的展開) | 19 | 医療保険④ (老人保健法) |
| 4 | 憲法と社会保障① (憲法25条) | 20 | 介護保険① (介護保険の制定と目的) |
| 5 | 憲法と社会保障②(社会保障受給権) | 21 | 介護保険②(介護の認定) |
| 6 | 憲法と社会保障③ (手続的保障) | 22 | 介護保険③(介護保険の財政システム) |
| 7 | 社会保障の財源と運営①(社会保障の財源) | 23 | 年金保険①(公的年金の構造) |
| 8 | 社会保障の財源と運営②(社会保障の運営) | 24 | 年金保険②(国民年金法) |
| 9 | 公的扶助①(生活保護の目的) | 25 | 年金保険③(厚生年金保険法) |
| 10 | 公的扶助②(生活保護の種類と方法) | 26 | 年金保険④(年金制度の課題) |
| 11 | 公的扶助③(保護実施のプロセス) | 27 | 雇用保険①(雇用保険制度) |
| 12 | 社会福祉①(社会福祉の意義と法制度) | 28 | 雇用保険②(雇用保険の給付) |
| 13 | 社会福祉②(児童福祉) | 29 | 社会保障の将来的展望と課題 |
| 14 | 社会福祉③(障害者福祉) | 30 | 後期末試験 |
| 15 | 前期末試験 | 31 | |
| 16 | 医療保険①(医療保障制度) | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部・学科・学年を問わず抽選する。 なお、労災保険法については、労働法 I にて扱うため、本講義では言及しない。

【評価方法】

成績評価は、前後期末に行う試験の成績を基本とし、出席点を加味した上で行う。 また、必要に応じてレポートを課す場合がある。

【テキスト】

テキストは指定しない(レジュメを配布する)。

【参考文献】

西村健一郎『社会保障法入門』有斐閣 加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法(第3版)』有斐閣

消費者保護法

担当教員 大山 盛義

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

現代の経済社会においては様々な局面で私たちの誰もが「消費者」となり得、法的トラブルに巻き込まれた場合、事業者(特に大きな企業)の前では一人の消費者としては無力に近い状態におかれます。消費者をどのように保護するのかは古くて新しい問題です。

本講義では、具体的事例を紹介しながら、消費者保護とは何か、その理念と実践としての法の理解を深めていきたいと思います。

【授業の展開計画】

本講義では、まずはじめに消費者トラブルの歴史と、それを解決するためにとられた政策の展開、および消費者 基本法の理念を見ていくことにする。

次に、消費者トラブルの具体的事例に即しながら具体的な消費者保護法の内容を理解することにつとめる。 取り上げる予定の法律は、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、利息制限法、製造物責任法などを予定している。

【履修上の注意事項】

2010年度版の六法を必携のこと。私語は厳禁。

【評価方法】

定期試験に依ります。

【テキスト】

毎回レジュメを配布します。

【参考文献】

講義において適宜紹介します。

自治体経営論

担当教員 黒柳 保則

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

自治体経営は、地域経営と組織経営に分けることができます。地域経営では、まず地域情報を把握して、地域資源を見出すことが肝要です。そして、住民の参加を得て、総合計画や戦略的プロジェクトを立案し、実行のうえ評価をすることになります。また、各地で取り組まれている「まちづくり」も地域経営の柱です。組織経営は「公」の揺らぎを背景とした改革の荒波の中にあります。民間手法が取り入れられるとともに、民間資金を利用した公的施設の整備も進められているのです。実例をふんだんに紹介しながら分かりやすい講義をします。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|------|----------------------|----|---------------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 減量経営の効果と限界 |
| 2 | 自治体経営とは | 18 | 施策経営と事務事業選別 |
| 3 | 地域経営のあり方 | 19 | 政策経営と自治体改革 |
| 4 | 地域情報と地域資源 | 20 | NPMとは何か |
| 5 | 沖縄における地域情報と地域資源 | 21 | NPMの展開 |
| 6 | 総合計画と戦略的プロジェクト | 22 | 行政評価システム |
| 7 | 沖縄における総合計画と戦略的プロジェクト | 23 | 改革手法としてのPFI |
| 8 | 「都市計画」から「まちづくり」へ | 24 | 市場化テスト |
| 9 | 「まちづくり」総論 | 25 | 自治体経営における事業形態の多様化 |
| 10 | 「まちづくり」と地域資源 | 26 | 外郭団体・独立行政法人・指定管理者制度 |
| 11 | 「まちづくり」の仕事 | 27 | NPOの生成と発展 |
| 12 | 「まちづくり」の実践 | 28 | 沖縄におけるNPO |
| 13 | 沖縄における「まちづくり」の実践 | 29 | マニフェスト・自治基本条例と自治体経営 |
| 14 | 組織経営のあり方 | 30 | まとめ |
| 15 | 自治体組織の変遷と現状 | 31 | |
| [16] | 行政管理型から行政経営型の組織経営へ | | |

【履修上の注意事項】

地方自治論を履修済みであることが望ましいですが、そうでなくても基本的なところから丁寧に講義をしますので心配は無用です。新聞の自治体経営についての記事に注意を払って下さい。気になる記事は切抜きをするとよいでしょう。

【評価方法】

試験を主とし出席を加味して評価します。

【テキスト】

使用しません。レジュメを配布します。

【参考文献】

高寄昇三『新 地方自治の経営』学陽書房、2004年。矢野恒太記念会編『データでみる県勢 2010年版』矢野恒 太記念会、2009年。

情報法I

担当教員 真栄城 満喜子

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 前期授業形態 一般講義単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義では、1999年に制定され、2001年4月1日から施行された「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」、いわゆる情報公開法及び自治体の情報公開条例を学ぶことによって「知る権利」についての認識を深めることを目的としたい。

【授業の展開計画】

- 1 ガイダンス
- 2 情報公開とは
- 3 知る権利について(1)
- 4 知る権利について(2)
- 5 情報公開法・条例の目的
- 6 実施機関
- 7 対象情報
- 8 中間試験
- 9 適用除外(1)
- 10 適用除外(2)
- 11 適用除外(3)
- 12 救済制度(1)
- 13 救済制度(2)
- 14 救済制度(3)
- 15 期末試験

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。

【評価方法】

- (1) 出席状況、試験、受講時の態度に基づき総合的に判断する。
- (2) 追再試なし。

【テキスト】

配布するレジメ、資料等で行う予定。

【参考文献】

参考文献:松井茂記『情報公開法』(学陽書房)

情報法Ⅱ

担当教員 真栄城 満喜子

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期 授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義では、2005年4月から施行された「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び自治体の個人情報保護条例を学ぶことより、プライバシー権、個人情報の取扱い、開示請求権等及び個人情報の不適正な取扱いによる罰則の適用についての認識を深めることを目的としたい。

【授業の展開計画】

- 1 ガイダンス
- 2 個人情報保護の意義
- 3 プライバシー権
- 4 個人情報保護法制の体系
- 5 個人情報保護法・条例の目的
- 6 個人情報の取扱い(1)
- 7 個人情報の取扱い(2)
- 8 中間試験
- 9 開示請求権(1)
- 10 開示請求権(2)
- 11 訂正請求権
- 12 利用停止請求権
- 13 救済制度
- 14 苦情処理、罰則等について
- 15 期末試験

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。

【評価方法】

- (1) 出席状況、試験、受講時の態度に基づき総合的に判断する。
- (2) 追再試なし。

【テキスト】

配布するレジメ、資料等で行う予定。

【参考文献】

宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説』 (有斐閣)

政治思想史

担当教員 芝田 秀幹

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

政治に関する考察は、伝統的に、国家を舞台として営まれる政治現象を対象として積み重ねられてきた。そこで、本講義では、代表的な国家理論を歴史的に古い順からとりあげ、それらのなかで取り扱われている諸々のテーマ、たとえば民主主義、国家と社会、制度、政治の目標などについて考察する。またその作業を通じて、現代の政治を思想史的観点から把捉する視座を養いたい。

【授業の展開計画】

「政治思想史」と聞くと、いかにも難解なイメージを学生諸君はもつのではないかと思う。もちろん、抽象的な思想や理論を扱うのに加え、歴史も踏まえなければならないのだから簡単なはずはない。しかし、本講義では勉めて「平明・平易」を心がけ、それを初学者にも十分理解してもらえるような授業にしたい、と念じている。是非、恐れずに思想史研究の扉を開いて、苦しくも楽しい「知的格闘」を実践して欲しい。なお、具体的には、以下のような手順で講義を進めて行く予定である。

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 | | | | | | |
|----|------------------------|----|-----------------|--|--|--|--|--|--|
| 1 | 政治思想史とは - 人生にとっての思想の意味 | 17 | トマス・ホッブズ | | | | | | |
| 2 | ギリシャ文明 | 18 | ロック | | | | | | |
| 3 | プラトン | 19 | フランス革命と近代国民国家 | | | | | | |
| 4 | アリストテレス | 20 | ルソー | | | | | | |
| 5 | ローマの政治思想 | 21 | イギリス政治思想とフランス革命 | | | | | | |
| 6 | キリスト教の成立とその政治学的意味 | 22 | ベンサムと功利主義的政治思想 | | | | | | |
| 7 | 普遍教会と教父哲学の政治理論 | 23 | J. S. ミルと大衆社会論 | | | | | | |
| 8 | 中世的世界 | 24 | トクヴィルとその時代 | | | | | | |
| 9 | トマス・アクィナス | 25 | ドイツ観念論と政治 | | | | | | |
| 10 | ルネサンス | 26 | カント・哲学と政治 | | | | | | |
| 11 | マキアヴェリ | 27 | ヘーゲルと国家 | | | | | | |
| 12 | ユートピア思想 | 28 | イギリス理想主義 | | | | | | |
| 13 | ルター・カルヴァンの宗教改革 | 29 | マルクスの政治理論 | | | | | | |
| 14 | 絶対主義とボダンの主権理論 | 30 | 講義のまとめ | | | | | | |
| 15 | 自然法理論の改鋳作業 | 31 | | | | | | | |
| 16 | 近代国家の原理とイングランド革命 | | | | | | | | |

【履修上の注意事項】

「すぐに役立つものは、すぐに役立たなくなる」。ある科学者からこんなことを聞いたことがある。社会の即戦力的な分野ではないし、就職に直結するような内容を必ずしも持ち合わせてはいないものの、思想史研究は、現実政治研究だけでは決して見えてはこない、「やがて役立つ」何ものかを必ず含んでいる。本講義を通じて、ぜひともそれを体感し、思想史研究の醍醐味、面白さを満喫して欲しいと思う。また、できれば「政治学原論」と、今年度から開講する「西洋政治史」も履修しておいて欲しい。

【評価方法】

定期試験の結果と出席状況で判断。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

福田歓一『政治学史』(東大出版会,1985年)、藤原保信『西洋政治理論史』(早大出版部,1985年)、足立幸男編著『概説西洋政治思想史』(ミネルヴァ書房,1994年)、大塚桂『ヨーロッパ政治理念の展開』(信山社,2006年)。

担当教員 井端 正幸

配当年次 3年 単位区分 必

開講時期 通年授業形態 演習単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

この演習では、憲法をめぐる諸問題について、素朴な疑問から出発しながら、さまざまな視点、角度から考えることを通じて、より体系的で専門的な知識、および柔軟で論理的な思考力を身につけることを目標にする。 問題に応じて、社会的背景をふまえるとともに学説や判例などを整理・検討し、視野を広げながら問題点を掘り下げ、ポイントを的確につかむように努力してもらいたい。

【授業の展開計画】

未定。開講時にグループ編成、テーマの分担などを決める予定。

| 週 | 授 | 業 | の | 内 | 容 | 週 | 授 | 業 | の | 内 | 容 | |
|----|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|--|
| 1 | | | | | | 17 | | | | | | |
| 2 | | | | | | 18 | | | | | | |
| 3 | | | | | | 19 | | | | | | |
| 4 | | | | | | 20 | | | | | | |
| 5 | | | | | | 21 | | | | | | |
| 6 | | | | | | 22 | | | | | | |
| 7 | | | | | | 23 | | | | | | |
| 8 | | | | | | 24 | | | | | | |
| 9 | | | | | | 25 | | | | | | |
| 10 | | | | | | 26 | | | | | | |
| 11 | | | | | | 27 | | | | | | |
| 12 | | | | | | 28 | | | | | | |
| 13 | | | | | | 29 | | | | | | |
| 14 | | | | | | 30 | | | | | | |
| 15 | | | | | | 31 | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | |

【履修上の注意事項】

- (1) 基本的なテキスト類は、なるべく早いうちに読んでおくこと。
 - * なお、憲法のテキスト類は多数あるが、各自で自由に選択すればよい。
- (2) 「憲法」の単位を取得してない学生の登録は認めない(ただし、編入生を除く)。

【評価方法】

成績評価は、演習の際の報告や討論(発言)、レポートの内容などを総合的に考慮して判断する。

【テキスト】

未定。ただし、開講時に報告予定テーマ一覧を配布する予定。

【参考文献】

(1) 浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義2 [演習編]』法律文化社 (2) 高橋和之・大石眞編『憲法の争点・第3版』有斐閣 (3) 高橋・長谷部・石川編『憲法判例百選 I・Ⅱ』有斐閣、など。

担当教員 小西 由浩

配当年次 3年 **単位区分** 必

開講時期 通年授業形態 演習単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本演習では、受講者各人の興味・関心にそって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

個別に指示する。

【参考文献】

出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

担当教員 前津 榮健

配当年次 3年 **単位区分** 必

開講時期 通年授業形態 演習単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。

【授業の展開計画】

- ①行政法の基本原理の理解
- ②テーマの設定
- ③個別報告

【履修上の注意事項】

受講者は、原則として行政法 I を履修した者、行政法 II を履修する者を優先する。 討論やゼミ活動に自ら積極的に参加し、発言できる意欲のある学生を希望する。

【評価方法】

成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう。

【テキスト】

テーマに関連する文献を指示する。

【参考文献】

テーマに関連する文献を指示する。

担当教員 熊谷 久世

配当年次 3年 **単位区分** 必

開講時期 通年授業形態 演習単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。 基本的な判例を分析検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、重国籍や無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題点に迫りたいと思います。自由な雰囲気で活溌な議論ができるよう、学生の自主性を尊重した専門演習の場としていきたい。

【授業の展開計画】

学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式ですすめます。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中、活溌な議論がおこなわれるよう期待しています。 ここ数年における専門演習において、学生が取り上げたテーマを一部紹介すると、以下の通りです。

- ①内縁関係と同性結婚について一性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律を中心として一
- ②夫婦の氏について-夫婦別姓選択制度-
- ③準正子の国籍取得と婚外子-わが国籍法上の婚外子差別について-
- ④女性と戸籍について-氏と戸籍の女性史-
- ⑤国際結婚の成立要件について-愛に国境はない-
- ⑥婚外子の法定相続分差別について-民法900条4号但書は合憲か?-
- ⑦親子関係と生殖補助医療について一代理出産・代理母の問題点ー
- ⑧有責配偶者からの離婚請求について-積極的破綻主義への流れ-
- ⑨自筆証書遺言の方式について-備えあれば憂いなし?-
- ⑩親権制度と児童虐待への法的対応について一法は子どもを守れるのかー
- 平和条約発効にともなう元日本人妻の法的地位とその国籍のゆくえ
- ⑬配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律制定までの経緯について
- 個国際離婚の準拠法について
- ⑮虚偽の嫡出子出生届と養子縁組の成否について-藁の上からの養子と特別養子縁組-
- ⑥人身保護法による子の引渡請求と拘束の顕著な違法性
- ⑪航空機事故訴訟における国際裁判管轄についてーマレーシア航空機事件ー
- 18外国離婚判決のわが国での有効性について一池田満寿夫の事例を中心に一
- ⑩アメリカにおける懲罰的損害賠償判決はわが国で承認されるのか?-民事判決性について-
- ⑩婚外子(重婚的内縁子)の父の氏への変更について

その他:沖縄女性差別問題ートートーメ問題ー;離婚原因DV;赤ちゃん引き取りポストについて

;凍結精子児の死後認知;無戸籍児、300日問題など

【履修上の注意事項】

六法(最新版)を毎回持参してください。

【評価方法】

出席および前・後期における報告等を勘案して総合評価する。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

「家族法判例百選(第6版)」及び「国際私法判例百選」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。

担当教員 井村 真己

配当年次 3年 **単位区分** 必 開講時期 通年授業形態 演習単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

社会保障法について学ぶとは、現在、そして将来のわが国の社会をどのように構築していくかということでもある。本演習では、社会保障法に関するさまざまな問題、具体的には年金や医療保険、失業、公的扶助といった問題について、いかなる政策を展開していくべきか、という政策論の観点から討論をしていきたい。

【授業の展開計画】

講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したい。

【履修上の注意事項】

「演習」である以上、受講者には積極的な討論を求めたい。なお、社会保障法の講義を受講済みかまたは受講予定であることが望ましい。

【評価方法】

成績評価は、演習での報告や討論、レポート、出欠等を総合して判断する。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

担当教員 照屋 寛之

配当年次 3年 **単位区分** 必 開講時期 通年授業形態 演習単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本む、では、行政学の基本的の知識の再確認をしながら、今日の行政で課題となっている諸デーマを取り上げて考えてみたい。これまで行政学を勉強してきた中で関心のあるデーマをさらに深め、報告することによって、自分の考えを報告し質問に対しても答える力をつけてもらいたい。このようなむ、での活動によって学生が自分の考えを人前でも十分に述べる力を身につけるようになり、就職の際の面接試験でも十分に力を発揮できるように自分を伸ばすことができるようになるゼミ運営にしたい。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

単位のためではなく、行政学を勉強してみたい学生のみを望む。同時に与えられたテーマ、自分で見つけたテーマについて責任をもって勉強する学生を望む。無断欠席は厳禁。男子の茶髪・ピアスもダメ。

【評価方法】

夏休み、冬休みにはレポートを課す。報告内容、討論への参加度、出席状況などを総合的に判断して行う。

【テキスト】

ゼミの進めながら必要に応じて紹介する。

【参考文献】

ゼミを進めながら適宜紹介したい

担当教員 吉次 公介

配当年次 3年 **単位区分** 必 開講時期 通年授業形態 演習単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

一冷戦、戦後日本外交を中心とした国際政治に関する諸問題について討議する。過去においては、日米安保、在沖米軍基地、日米地位協定、自衛隊、朝鮮半島問題、ベトナム戦争、イラク戦争などのテーマを取り上げた。外交政策と国内政治が密接に連動している事実に鑑み、本ゼミでは国内政治、即ち国政選挙、沖縄県知事選、沖縄の「基地経済」なども、議論の対象とする。国際関係や国内政治に関する十分な知識を得るだけでなく、自分で問題を発見し、答えを模索する力を養うことが目的である。

【授業の展開計画】

ゼミ生による調査・報告、テキストの「書評」を基本とする。なお、例年、県外他大学との交流を行なっている。

【履修上の注意事項】

無断欠席、遅刻は厳しく禁じる。国際政治の歴史と現状に強い関心を持つ学生の受講を期待する。なお、「日本 外交史」「国際政治学」未履修者については、3年次以降の履修登録を求める。

【評価方法】

出席状況を基本とし、報告内容意欲などを加味して評価する。

【テキスト】

【参考文献】

担当教員 比屋定 泰治

配当年次 3年 **単位区分** 必

開講時期 通年授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本演習の目的は、報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことにある。そのために、報告者には国際法に関連するテーマでの報告を行なってもらい(テキストの分析、国際判例の紹介、進行中の国際問題の検討など)、参加者には報告に対する議論を求める。ただし、上記の目的を離れない範囲であれば、参加者・報告者の希望に基づいて、報告形式を全体的に、または、個別的に変更することもある。

【授業の展開計画】

報告形式(個人報告、グループ報告など)および報告テーマなどについては、報告者・参加者の希望に基づいて、適宜決定する。

【履修上の注意事項】

国際法 I (できれば $II \sim IV$ も)の講義を受講していること(または、演習と同時並行でもよい)が望ましい。

【評価方法】

報告内容、出席状況などを総合して判断する。

【テキスト】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

【参考文献】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

担当教員 佐藤 学

配当年次 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本演習は、沖縄の自治を考える場である。佐藤担当の地域行政学科・演習 I が、月曜日と水曜日に2クラス開設されるが、月曜日クラスでは、地方自治全般を扱い、水曜日クラスでは、基地問題に重点を置いた課題を扱うこととする。各自の関心・問題意識に従って、どちらかのクラスを選択するように。

【授業の展開計画】

<月曜日クラス>

沖縄の自治をめぐる課題全般を研究する。課題としては、まちづくり、住民参加、協働、環境問題、ゴミ問題、 分権改革、道州制、評価制度、産業振興、地方財政の課題、などが考えられる。

<水曜日クラス>

基地問題を中心とした課題を研究する。課題としては、米軍再編、普天間基地移設問題、返還基地跡地利用、基地の経済効果、基地と経済振興策の関係、基地に由来する環境被害、基地雇用、などが考えられる。

両クラスとも、年度当初は、指定した文献・資料を共同研究し、内容を報告することから始める。この間に問題認識を深めて、各自の研究課題を決める。その後は、個人ででもグループででも構わないが、自分の課題についての調査・研究を行い、年度内に3-4回の報告をする。年度末に、各報告をまとめて報告書を編纂する。このような計画であるが、運営については議論をして合意を作った上で進めていくこととする。

言うまでもなく両方の課題領域は重なる部分が大きいので、実際にゼミが始まれば研究課題が相互に近付くこと はありうるし、それは認められる。しかし、当初はそれぞれのクラスを上記の方向性を持って編成したいので、 留意されたい。

3年次で履修し、4年次でも引き続き履修を希望する場合は、自治と基地の分野を変えても構わない。

【履修上の注意事項】

本演習への登録に際しては、充分な説明を受けてから決めること。ゼミの場は、意見を交換し、互いに新たな発見が可能なような共同作業をするべきものである。ゼミに出席しても発言しなければ、出席した意味は全くない。議論に参加し、ゼミを積極的に作っていく意思がある学生諸君を待ちます。

【評価方法】

ゼミへの参加、および報告内容を評価する。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

担当教員 上江洲 純子

配当年次 3年 **単位区分** 必 開講時期 通年授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

民事訴訟に関する諸問題について判例を題材に個人やグループで報告を担当し、報告テーマについて議論を重ねることで論理的なものの見方や考え方を養う。また後期は、民事訴訟の仕組みについてより理解を深め、理論的な主張の展開方法を学ぶため、県内の実例研究あるいは模擬裁判を実施する予定である。

【授業の展開計画】

演習の初回に、スケジュール、演習の方式、役割分担について、受講者と相談の上決定する。

【履修上の注意事項】

民事訴訟法を受講予定又は受講済みであること。

【評価方法】

演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況を総合的に評価する。

【テキスト】

【参考文献】

『民事訴訟法判例百選 (第3版)』別冊ジュリストNo169 (有斐閣)

担当教員 中野 正剛

配当年次 3年 **単位区分** 必 **開講時期** 通年 授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

『大切なものは目に見えない』とはサンテグジュペリの小さな王子さまのテーマですが、ここでは皆で議論することを通じて刑事法学にとって大切なもの、刑事法学的思考様式を学ぶ。 ちなみに、昨年度は、法廷教室を使用し、裁判員裁判を行わせ、刑事手続のあり方を学習させた。

【授業の展開計画】

開講日に成績評価の約束事、ゼミのテーマを決めさせる。その後、グループ編成の上、判例テーマの分担をして、報告、質疑応答、討論の順に進行。どのような問題に関心を抱いているかを「演習登録カード」に詳しく書き込んでおくこと。それをもとに履修登録の可否を決める。ただし、登録希望者を個別に呼び出し、課題を出して選抜することもある。実施する場合は、事前に研究室の掲示板に実施要綱を張り出すのでよく読んでおくこと。

【履修上の注意事項】

演習は、教員から『教えてもらう場所』ではなく、自分自身が『自ら学び取る』場所である。なにかを教えてもらえるだろうという受身の参加はだめ。必ず自分の意見を持って教室に来て、他の人の考えとどこが違うのか、どちらに説得力があるかをきちんと自分の頭脳で考えること。無断欠席、遅刻は厳しく取り締まる。

【評価方法】

①出欠状況、②報告の内容や授業中の発言。①を基本とし、②を加点の方向で加味。ゆえに、無断で遅刻や欠席を繰り返すと確実に単位は与えられない。楽しいゼミにしたいので、私の話や仲間の報告を聞いているだけでなく、上級生にも盛んに質問などをして積極的に関われる人に来て欲しい。

【テキスト】

最新の六法のみ。

【参考文献】

刑法判例百選、刑事訴訟法判例百選(いずれも有斐閣)

担当教員 芝田 秀幹

配当年次 3年 単位区分 必

開講時期 通年授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

テーマ:現代政治・行政の研究。地域行政学科・芝田政治学ゼミは、ここ数年、より幅広い観点から今現在の政治・行政に内在する諸問題を扱ってきているが、今年もこの方針を踏襲したい。基地、憲法改正、少子高齢化、教育、選挙など今の政治に関わる問題であるなら何でも構わない。ともに議論し、ともに考え、ともに未来を展望できるようなゼミにしたいと思う。また、現代の政治問題とはいえ、根源的には政治を巡る思想的問題が伏在しているので、政治思想に関心のある者も大歓迎である。

【授業の展開計画】

3年生前期には、ゼミ参加者に予備知識をつけてもらうために、現代政治学ならびに現代日本の政治・行政について書かれた入門的な研究書をいっしょに勉強する。そして後期からはゼミナリステン各自が決めた研究テーマに従って、輪番で報告することになる。

ちなみに、昨年度(2009年度)前期に輪読した本は、加茂利男他『現代政治学〔第3版〕』(有斐閣、2007年)である。また、後期に報告となったゼミナリステン各自の研究テーマは、ヒトラー、ファシズム、黒人解放運動、ロシア革命、核兵器、「君が代」、政治とカネなどであった。

ところで、芝田ゼミでは「過去」は一切問わない。 1・2年次で一生懸命勉強してきた学生にはもちろん来て欲しいが、逆にまったく遊んでロクに本を読まなかった学生も歓迎する。そしてゼミで変わって欲しい。そういう意気込みのある者が応募資格がある、といいかえてもいい。

また、芝田ゼミは社会に通じる人材を養成することを目標としている。無断で欠席したり、集合時間に遅れたり、宿題の提出を忘れるなどはご法度である。私語や携帯、言葉遣いなどを含めて礼儀やマナーについても小うるさいかもしれないが、すべては社会化を進めるための訓練と考えている。とりたてて厳しいわけではないのだが、要するに社会人として最低限の礼儀と常識を身に付けてもらいたいと念じているだけなのである。

なお、芝田ゼミでは、「政治を自分の眼で見、自分の耳で聞き、自分の頭で考える」との趣旨の下、2年に一度の割合で、年度末(春休み)に日本の政治の「現場」でもある国会、官庁街、最高裁判所、自民党本部、皇居、靖国神社、巣鴨プリズン跡地(現サンシャイン60)などを巡る「東京合宿」を実施している。合宿最終日には東京の大学生と合同ゼミも行い、日本の政治について「沖縄の学生」ならではの意見、そして「東京の学生」ならではの意見を交換し合い、お互いに議論をし、お互いに理解を深める場を設けている。沖縄で生まれ、沖縄で育ち、沖縄で学び、これからも沖縄で生きる、という多くの沖国大生にとって、この合宿は非常に刺激的かつ有意義なものになるはずである。「東京合宿」は今年も行う予定なので、是非、芝田ゼミに入り、ゼミでのこうした行事にも参加して、知的で楽しい学生生活を送って欲しい。

なお、卒論は原則として課さず、希望者のみの提出とする(できれば出してほしいのだが)。

【履修上の注意事項】

「政治学Ⅰ」「政治学Ⅱ」「政治学原論」「政治思想史」「西洋政治史」「日本政治史」を履修していることが望ましい。

【評価方法】

出席状況とゼミ報告の内容等で判断する。

【テキスト】

開講時に指定する。

【参考文献】

開講時に指定する。

担当教員 平 剛

配当年次 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

自治体財政の現状および課題等の分析を通して地方財政制度についてより深い理解を目指す。

【授業の展開計画】

前期は地方財政の入門書,および関連文献を読み、それについて議論する。また、夏休みを利用し、フィールド・ワーク(歳入・歳出・財政指標について自治体の財政担当者や関係者へのヒアリング、および関連資料・データの収集等)を実施する。後期はフィード・ワークの結果を班ごとに何度か発表し、報告書として取りまとめる

【履修上の注意事項】

専門演習(ゼミ)は基礎演習の延長ではない。学生諸君自らが積極的に学ぼうとする姿勢が求められる。このゼミを希望する諸君は、地方財政のどのような問題に関心があるのか、「演習登録カード」に具体的に書くこと。その内容により登録の可否を決める。この点で、「地方財政論」を履修済みであることが望ましい。未履修の人も歓迎するが、その場合は前期に開講される「地方財政論」を必ず受講すること。夏のフィールド・ワークに参加できること(アルバイト等の理由による不参加は認められない)。以上が登録の条件となる。

【評価方法】

ゼミへの貢献度(資料の作成、討論への参加)および調査報告書・レポートの内容により評価します。

【テキスト】

大和田一紘著『市町村財政分析』, 自治体研究社, 2007年。

【参考文献】

研究課題および関心に応じてゼミで紹介します。

担当教員 黒柳 保則

配当年次 3年 **単位区分** 必

開講時期 通年授業形態 演習単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本演習では、沖縄県の自治について考えたいです。1990年代以来の分権改革は、地方分権一括法施行、三位一体改革、そして市町村合併を経て、次は道州制導入が焦点となります。戦後日本において沖縄県ほど多様な自治制度を経験した地域はありませんが、道州制が導入されれば復帰による沖縄県の設置以来の大変革となるでしょう。大変革の目撃者から参加者になれるよう、沖縄県の自治が抱える諸問題について、歴史的なアプローチを取って考察しても良いですし、現状分析を通して考察しても良いです。ゼミを自由闊達な空間にしましょう。

【授業の展開計画】

まず、導入部として、指定した文献を輪読して質疑応答と討論を行い、日本や沖縄県の地方自治の歴史や現状についての理解を深め、今後の課題を考察します。そして、それを踏まえて、個別のテーマを見つけ、調査と研究を進めることとなります。調査には文献研究とフィールドワークがありますが、なるべくこの両者に取り組んで欲しいです。研究の過程でゼミにて何度か報告をし、不十分な点をさらに調査して、最終的には報告集をまとめる事ができればと思います。

【履修上の注意事項】

ゼミの主体は教員ではなく、ゼミ生です。能動的にゼミに参加することを期待します。ゼミについては何でも相談して下さい。普段から新聞の地方自治についての記事に注意を払い、気になる記事は切り抜くをするなどして、自分の研究テーマを早めに見つけるようにしましょう。

【評価方法】

ゼミへの出席、参加態度、そして報告の内容を総合的に判断して評価します。

【テキスト】

使用しません。

【参考文献】

適宜紹介します。

租税法

担当教員 末崎 衛

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

税法というと、税額を計算するためのルールでとっつきにくいと思われがちです。しかし、不動産のような高額なものの取引をするときや遺産分割をするときに、税金の負担を考えない人はまずいません。サラリーマンになれば、税金は毎月もらう給料から天引きされます。皆さんの生活の中で税法と関わる場面は実は多いのです。この講義では、法学部の学生向けに書かれた入門書を使用し、具体的な例を通して、憲法や民法との関係にも触れながら、税法の考え方を学んでいきます。実は税法って結構面白いんだ、と感じてもらえればと思います。

【授業の展開計画】

※期末試験は第31回に行います。

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|------------------|----|---------------------|
| 1 | ガイダンス (酒税法を題材に) | 17 | 相続税法(2) 日本の課税方式と問題点 |
| 2 | 所得税法(1) 所得概念 | 18 | 消費税法(1) 消費税の基礎 |
| 3 | 所得税法(2) 納税義務の範囲 | 19 | 消費税法(2) 多段階付加価値税 |
| 4 | 所得税法(3) 課税単位 | 20 | 消費税法(3) 非課税・ゼロ税率 |
| 5 | 所得税法(4) 所得分類 | 21 | 法人税法(1) 法人税の根拠 |
| 6 | 所得税法(5) 給与所得課税 | 22 | 法人税法(2) 法人税の納税義務者 |
| 7 | 所得税法(6) 収入の帰属年度 | 23 | 法人税法(3) 法人税の計算構造 |
| 8 | 所得税法(7) 人的控除 | 24 | 租税手続法(1) 確定手続 |
| 9 | 所得税法(8) 所得税の計算構造 | 25 | 租税手続法(2) 税務調査 |
| 10 | 租税法律主義 | 26 | 租税処罰法 |
| 11 | 租税回避 | 27 | 租税救済法(1) 不服申立て |
| 12 | 税法の体系 | 28 | 租税救済法(2) 税務訴訟 |
| 13 | 応能負担原則 | 29 | 地方税制 |
| 14 | 課税最低限 | 30 | 税の使途 |
| 15 | 中間試験 | 31 | |
| 16 | 相続税法(1) 課税の根拠 | | |

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること(他の講義でも使用する一般的なもので構いません。税法の条文は適宜担当者が用意 します)。

毎回の講義の前にテキストを一読して来ること。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績によって評価しますが、補充的に出席等の要素も加味することがあります。

【テキスト】

三木義一編著『よくわかる税法入門 税理士春香のゼミナール〔第5版〕』(有斐閣選書)

【参考文献】

三木義一『日本の税金』(岩波新書)、三木義一『給与明細は謎だらけ』(光文社新書) その他、講義の際に適宜紹介します。

担保物権法

担当教員 田中 稔

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

債務者は自らの債務を任意に履行するとは限らない。そのため債権者は様々な形で債権回収を確実にしようとする。その代表的な方法の一つが抵当権をはじめとする担保物権である。本講義では、私たちの社会を支えているお金の流れを担保物権に関する法的ルールを知ることで学ぶ。

【授業の展開計画】

民法典に規定されている4つの担保物権(留置権、先取特権、質権、抵当権)である典型担保と、民法典に規定されいないが取引実務により形成された非典型担保(譲渡担保、仮登記担保、所有権留保など)について、概観します。取引実務における重要性を考慮して、抵当権(普通抵当、根抵当)を中心に取り上げます。また、担保物権により確保される優先弁済権を保全するため必要な不動産登記手続に時間を割く予定です。

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること。

【評価方法】

小テストおよび期末試験(試験期間実施)によって評価します。

【テキスト】

レジュメを配布する。

【参考文献】

必要に応じて資料を配付します。

地域行政論

担当教員 佐藤 学

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

自治の直面する様々な問題を取り上げ、どうすれば自治の基本原理に適った現実への対応が可能となるのかを考えたい。分権改革に続く「三位一体改革」を受け、地方自治は激変の中にある。これまでの地域行政の考え方、枠組みでは、新たな条件に対処することは難しい。この科目では、そのような地方自治の現状と展望を、沖縄の行政課題に即して検討していきたい。

【授業の展開計画】

以下の計画は、同時進行中の改革を受け、講義を展開する中で変更されていくものと了承願いたい。最新の状況を取り入れながら、常に基礎的な考え方に立ち返って論じていきたい。

- 第1部 地方自治の基本的な考え方と地域行政
- 第2部 90年代分権改革
- 第3部 市町村合併と三位一体改革
- 第4部 自治体改革
- 第5部 沖縄の自治と行政課題

全国的な地方自治をめぐる状況を理解し、その中で、沖縄の直面する問題、将来的課題はどのようなものであるかを考えていく場としたい。特に、沖縄振興特別措置法の10箇年期限が2012年3月に迫る中、沖縄の将来像を考えることが急務である。この講義でも、沖縄単独州の可能性を拓く条件を考えていきたい。

【履修上の注意事項】

毎日、新聞から、自治、地域行政に関する記事を読むことが義務付けられる。

【評価方法】

授業への参加、レポート、試験等を総合的に評価する。

【テキスト】

使用しない。授業レジュメを配布する。

【参考文献】

適宜紹介する。

地方自治法

担当教員 朝崎 かたる

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義 単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

日本国憲法が保障する地方自治を具体化する地方自治法は、(第一次)地方分権改革(平成11年)後毎年度行われてきた改正により、分権改革の観点から、その内容を充実させてきたが、「第二次分権改革」の具体化に向けての過程を通じて、更なる制度の改正が見込まれている。真の自治の確立への胎動が確かなものとなったこの時機に、地方自治制度の基本を定める地方自治法を学ぶことによって、これからの地方行政のあり方を考える。

【授業の展開計画】

第1 序論 第4 地方行政組織

第1講[地方自治の意義] 第2講[憲法と地方自治] 第17講[地方議会(その1)]

第2 地方行政の主体としごと 第18講[地方公共団体の長(その1)] 第3講[地方公共団体の種類] 第19講[地方公共団体の長(その2)] 第4講[地方公共団体の事務(その1)] 第20講[長と議会の関係(その1)]

第5講[地方公共団体の事務(その2)] 第21講[長と議会の関係(その2)]

第6講[行政主体間の役割分担] 第22講[委員会及び委員]

第7講[国と地方公共団体との関係(その1)] 第5 地方行政作用及び自主立法

第8講[国と地方公共団体との関係(その2)] 第23講[法令の執行] 第9講[地方公共団体の協力形式(その1)] 第24講[自主立法(その1)] 第10講[地方公共団体の協力形式(その2)] 第25講[自主立法(その2)]

第3 住民及び住民参政 第26講[行政指導及び要綱・協定行政] 第11講[直接請求(その1)] 第27講[その他の行政作用]

第11講[直接請求(その1)] 第27講[その他の行 第12講[直接請求(その2)] 第6 地方財務

第13講[行政情報公開制度] 第28講[監査制度]

第14講[行政が保有する個人情報の保護制度] 第29講[住民監査請求と住民訴訟(その1)]

第15講[行政手続の民主化] 第30講[住民監査請求と住民訴訟(その2)]

※具体的には、初回の講義で提供する授業計画による。

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。

※六法を持たずに受講することは認めない。

【評価方法】

- (1) 試験 2~3回あり
- (2) 追再試験なし
- (3) 出席状況、試験の結果、受講時の態度などを総合的に判断する。

【テキスト】

・久世公堯著『地方自治制度[第六次改訂版]』(学陽書房)・テキストのほかに、レジュメを提供する。さらに現に全国の自治体で惹起している最新の事例を通して実践的な地方自治法を身につけるための資料を提供する

【参考文献】

俵 静夫著『地方自治法』(有斐閣)/仲地 博著『沖縄の自治と自治体』(ひるぎ社)/成田・磯辺編『地方自治判例百選(第二版)』

手形・小切手法

担当教員 坂本 達也

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 前期 授業形態 一般講義 単位数 4.0

関連資格

備考

手形および小切手は、商取引における支払手段として重要な機能を有するものである。手形および小切手が支払 手段として利用されるためにも、それらについての法制度が十分に整備されている必要があり、手形および小切 手は優れた法規整により支えられている。手形および小切手は有価証券に含まれるが、手形および小切手とはど のような証券であるのか、また手形および小切手が有効であるためには、どのような事項が記載される必要があ るのか等手形法および小切手法について理解することを目的として、手形法および小切手法について講義する。

【授業の展開計画】

- 総論 1.
- 約束手形の意義 2.
- 3. 手形、小切手の属性など
- 4. 原因関係と手形関係
- 約束手形上の記載事項 5.
- 約束手形上の記載事項 6.
- 手形行為独立の原則、手形の交付、手形行為の有効要件手形行為独立の原則、手形の交付、手形行為の有効要件 7.
- 8.
- 手形行為独立の原則、手形の交付、手形行為の有効要件 9.
- 代理方式による手形行為、無権代理 10.
- 無権代理、機関方式による手形行為、手形の偽造 11.
- 手形上の記載の変更、変造 12.
- 13. 手形上の権利の移転、通常の裏書譲渡
- 手形上の権利の移転、通常の裏書譲渡 14.
- 15. 手形上の権利の移転、通常の裏書譲渡
- 特殊の裏書譲渡など 16
- 物的抗弁、人的抗弁 17.
- 人的抗弁 18.
- 19. 人的抗弁
- 20. 支払呈示、支払
- 遡求、手形債権の短期消滅時効、利得償還請求権 21.
- 22. 手形保証、公示催告手続、除権決定
- 23. 白地手形
- 白地手形 24.
- 白地手形、手形の書換 25.

- 為替手形 26.
- 為替手形、小切手 27.
- 28. 小切手
- 29. 手形訴訟、小切手訴訟
- 30. まとめ
- 31. 定期試験

【履修上の注意事項】

最新の六法が必要である。

【評価方法】

評価方法は、定期試験によるものとする。試験は、論述式によるものを予定している。

【テキスト】

弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法(第2版補訂2版)』(有斐閣、平成19年)。最新の教科書を用 意すること。(教科書については、授業中に適宜伝える。)

【参考文献】

落合誠一ほか編『手形小切手判例百選第6版』有斐閣2004/前田庸『手形法・小切手法』有斐閣1999/田邊光政 『最新手形法小切手法五訂版』中央経済社2007など

特殊講義 V (高齢化社会と法)

担当教員 井村 真己

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

いわゆる「少子高齢社会」とは、人口における高齢者(65歳以上)の比率が14%を超え(高齢社会)、かつ合計特殊出生率が人口置換水準を遙かに下回り、かつ子供の数が高齢者よりも少ない社会という。わが国では、1997年より、このような少子高齢社会に突入している。こうした少子高齢社会への対処については医療や年金、社会福祉、雇用など幅広い観点から考察する必要があり、簡単に解決できるものではない。

本講義では、少子高齢社会の実態を踏まえて、特に高齢者の生活保障のあり方について考察していきたい。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 | 業 | の | 内 | 容 | |
|----|------------|---|---|---|---|--|
| 1 | ガイダンス | | | | | |
| 2 | 少子高齢社会の現状① | | | | | |
| 3 | 少子高齢社会の現状② | | | | | |
| 4 | 少子高齢社会の現状③ | | | | | |
| 5 | 高齢者と社会保障① | | | | | |
| 6 | 高齢者と社会保障② | | | | | |
| 7 | 高齢者と社会保障③ | | | | | |
| 8 | 高齢者と雇用① | | | | | |
| 9 | 高齢者と雇用② | | | | | |
| 10 | 高齢者と雇用③ | | | | | |
| 11 | 高齢者と人格の保護① | | | | | |
| 12 | 高齢者と人格の保護② | | | | | |
| 13 | 高齢者と人格の保護③ | | | | | |
| 14 | 将来の展望 | | | | | |
| 15 | まとめ | | | | | |
| 16 | | | | | | |

【履修上の注意事項】

本講義は、民法、労働法、社会保障法に関する基本的知識があることを前提として進めていくため、これらの講義を受講済みかまたは受講中であることが望ましい。受講者が多数の場合は、学年・学科を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、学期末に行う試験の成績を基本とし、出席点を加味した上で行う。また、必要に応じてレポートを課すことがある。

【テキスト】

指定しない (レジュメを配布する)

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

特殊講義VI(比較法文化論1)

担当教員 稲福 日出夫

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期授業形態 一般講義単位数 2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。こうした法規範の相対性といったことは、ことさらとりたてて問題にせずとも常識に属することかもしれない。が、我々は無意識のうちに、自国の法文化を価値尺度として、他国の文化・感情に無理解のまま、判断することがありはしないか。この特殊講義では、素材を明治以降の代表的な法学者の見解や、また文学書・評論文に求め、比較的自由に法学の領域を斜断・越境していく内容にしたい。

【授業の展開計画】

先ず、穂積陳重の『法律進化論』や恒籐恭の「法文化論」をとりあげ、わが国の法文化研究の前史を紹介していく。次に戦後の川島武宜の「法意識論」や野田良之の「日本人の性格」「法文化の東西論」などを一緒に考えていく。その際、石川啄木や、その時代の代表的な評論文なども議論の素材にできたら、と思っている。また、『失楽園』とミルトン、ヘーゲルの歴史哲学と婚姻観など、家族論にかんする西欧の法文化を紹介したい。比較法文化論のテーマは多岐にわたる。身近なところに焦点をしぼりつつ、肩の凝らない法文化の比較論を試みていきたい。

【履修上の注意事項】

本学には、法学が好きで入学したが、入学後「法学嫌い」になった学生もいるだろう。また、もともと「法学嫌い」であったが、諸般の事情でやむなく「法学部」に入学した学生もいるだろう。古今東西を問わず、おそらく大半の法学生が同じ悩みを抱えていたはずで(『ファウスト』の有名な場面を想い起こしてほしい)、それは君ひとりが抱えている悩みではない。J. グリムは「厳密でない学としての法学」という。我々は「法」にどう向き合えばよいのか。それを自問しつつ講義に臨んでほしい。

【評価方法】

成績評価は、出席、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする。

【テキスト】

特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。

【参考文献】

講義の際、指示する。

日本政治論

担当教員 照屋 寛之

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

わが国は多くの政治制度をアメリカやイギリスなどから取り入れてきた。しかし、その政治制度などはうまく日本の政治制度として根付いたのか疑問である。残念ながら、わが国は政治改革の点でも国民の期待通りには進まず、巷間言われるように、日本は「経済は一流、政治は三琉」である。本講義では、諸外国の政治制度なども参考にしながら、わが国の政治制度の特質、問題点、課題など講義し、受講生と共に、わが国の政治のあるべき姿について考えてみたい。

【授業の展開計画】

| 週 | 授業の内容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|--------------------|----|-----------------|
| 1 | なぜ政治学を学ぶのか | 17 | 日本の圧力団体政治(3) |
| 2 | 日本政治への疑問 | 18 | 日本の選挙制度 |
| 3 | 世界から見た日本政治の謎 | 19 | 日本人の投票行動 |
| 4 | 日本人の政治感の基底にあるもの | 20 | 選挙とマスコミ報道のあり方 |
| 5 | なぜ自民党政権は崩壊したのか(1) | 21 | 政治家と官僚(1) |
| 6 | なぜ自民党政権は崩壊したのか (2) | 22 | 政治家と官僚(2) |
| 7 | 民主党政権の誕生(1) | 23 | 日本の政党と政治資金 |
| 8 | 民主党政権の誕生(2) | 24 | 政治資金規正と政治資金のあり方 |
| 9 | 現代政治と連合政権(1) | 25 | 日本の政党助成の現状と課題 |
| 10 | 現代政治と連合政権(2) | 26 | 政治参加(1) |
| 11 | 日本の議会政治の特質 | 27 | 政治参加 (2) |
| 12 | 日本の議会政治の課題 | 28 | 地方自治(1) |
| 13 | 日本の政党システム(1) | 29 | 地方自治(2) |
| 14 | 日本の政党システム(2) | 30 | まとめ一日本政治の展望 |
| 15 | 日本の圧力団体政治(1) | 31 | |
| 16 | 日本の圧力団体政治 (2) | | |

【履修上の注意事項】

登録時点では、日本の政治について基礎的な知識はなくても、現在の日本の政治について考えてみたい学生の受講を望む。「学生だから勉強するのではなく、勉強しているから学生である」と私は考えています。受講する学生もその気持ちで頑張って欲しい。学生時代に自分でも納得するぐらい勉強してみませんか。

【評価方法】

中間テストと学期末テストに出席点などを加味して評価する。

【テキスト】

初回の講義で紹介する。

【参考文献】

新藤宗幸『日本政治をどうするか』岩波新書 山口二郎『若者のための政治マニュアル』講談社現代新書 山口二郎『政権交代論』岩波新書

法制執務

担当教員 垣花 忠芳

配当年次 3年 **単位区分** 選択 開講時期前期授業形態一般講義単位数2.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

政策を実現する手段としての自治体法規の可能性、法令の種類や体系、法令に規定される内容、法令で用いられる用語の意味、法令文の読み解き方、法令を解釈する際の心得、法令の改め方などについて概説し、具体例を示し、演習を交えながら、法令の見方・読み方・つくり方の基礎的な知識や手法を習得させたい。

【授業の展開計画】

1. 法制執務の意義

2. 国の法令と条例・規則

3. 法令における用字

4. 演習

5. 法令用語

6. 演習

7. 法令の構成

8. 法令の内容 総則的規定

9. 同 基本的規定

10. 同 罰則·附則

11. 法令読解の基本的な技術

12. 法令解釈の心得

13. 法令の改正

14. 演習

【履修上の注意事項】

意欲的な授業参加を求める。

【評価方法】

授業への出席状況(50%)及び試験(50%)により評価する。

【テキスト】

特に指定はない。適宜レジュメ及び資料を配布する。

【参考文献】

「文書・法規事務の手引」沖縄県 (第一法規出版)・「法令の読解法――やさしい法令の読み方」 田島 信威(ぎょうせい)・「政策立案者のための条例づくり入門」 太田 雅幸/吉田 利宏 (学陽書房)

法哲学

担当教員 徳永 賢治

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義は、西欧近代法(学)が生み出した法と道徳、法と強制、法への服従義務、法の正当性と実効性と妥当性などの諸問題につき、具体的な事例を領域横断的に取り上げ、それに含まれる法哲学上の諸問題を理論的に論じる。受講生には、法学原論としての法哲学の学習を通して、これまで学んで来た実定法を再考してもらいたい。

【授業の展開計画】

異なる社会、民族、国家を貫いて進行する経済のグローバル化が直接または間接に引き起こす種々の問題(例えば、先住・少数民族、宗教、環境保護、男女の性役割、商取引、国際犯罪、情報通信等をめぐる法的紛争)が、世界のあちらこちらで生じている。欧米の法律家や法学者は、近代国家法諸概念を用いて、この紛争の法的解決に努めているが、彼らの意図は、このような法的解決の方法が彼らのまた他の社会、民族、国家に対して及ぼす客観的な作用、結果と常に合致するとは限らないことがある(例えばアメリカがイラクで進める民主化)。法とは何かを考える。

| 週 | 授業の内容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------|----|-----------------------|
| 1 | 法哲学の現代的課題 | 17 | J. オースチンの法哲学 Ⅱ |
| 2 | 法哲学の学問的位置づけ | 18 | H. ケルゼンの純枠法学 I |
| 3 | 法と道徳 | 19 | H. ケルゼンの純枠法学Ⅱ |
| 4 | 悪意の密告者 | 20 | H. L. A. ハートの法哲学 I |
| 5 | 信仰と生命 | 21 | H. L. A. ハートの法哲学Ⅱ |
| 6 | 良心 | 22 | L. フラーの法哲学 |
| 7 | 隣人愛 | 23 | スカンディナヴィアのリアリズム法学 I |
| 8 | 毒樹の果実 | 24 | スカンディナヴィアのリアリズム法学Ⅱ |
| 9 | 性道徳 | 25 | アメリカのリアリズム法学 I |
| 10 | 逆差別 | 26 | アメリカのリアリズム法学Ⅱ |
| 11 | 貸幣 | 27 | CLS I |
| 12 | 法と言語・論理 | 28 | CLS II |
| 13 | 法と時間・空間 | 29 | 多元的法体制論 |
| 14 | J. ベンタムの法哲学 I | 30 | 期末試験 |
| 15 | J. ベンタムの法哲学 Ⅱ | 31 | |
| 16 | J. オースチンの法哲学 I | | |

【履修上の注意事項】

- (1)人間にとって法はどのような意義をもつのかという問題意識をもって講義を受講することが望まれる。
- (2)講義は、法哲学を勉強する場合のあくまでも一つの刺激にすぎない。講義中紹介する文献以外に、受講生は、自主的に人文・社会科学の諸文献に目を通して欲しい。
- (3) 法哲学の勉強は、努力と忍耐を必要とするが、どんな学問にも古来王道はない。自分の言葉で自分の頭を使って、法を哲学して欲しい。

【評価方法】

- (1)期末試験を行う。
- (2) 出題の意図・趣旨とずれている答案、板書内容を箇条書きしただけの答案、結論を一言だけ書きそこに至る筋道が示されていない答案等は、評価の対象とならない可能性がある。
- (3)ときどき一定の仕方で出席をとる。
- (4) レポートや試験の結果と出席状況をみて総合的に成績を評価する。

【テキスト】

なし。こちらで準備した資料を適宜配布する。

【参考文献】

(1) ベンサム、山下重一訳『道徳および立法の諸原理序説』中央公論杜 (2) J. Austin, Lectures on Jurisprudence or The Philosohy of Positive Law (3) ケルゼン、尾吹善人訳『法と国家の一般理論』木鐸社

保険·海商法

担当教員 脇阪 明紀

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

今日、人が出生してより後、その死亡に至るまでの間に、保険による保護を受けることなくして近代的市民生活を営むことはほとんど不可能といって良いであろう。すなわち、高度に発展し複雑化した現代社会にあっては、従来予測できなかったような種類の損害が生じる可能性があり、そのような多種多様な損害を填補し、それによって市民生活の安定をはかる制度として、今日、保険制度は極めて重要であり、次々と新種の保険商品が開発されている。本講義は、保険法に関する基礎的な知識や学説・理論・判例を中心に、その平易な解説に努める。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 | 業 | の | 内 | 容 | |
|----|----------------|--------|---------|---|---|--|
| 1 | 保険の意義、保険制度の構造 | | | | | |
| 2 | 保険の種類・営利保険と相互側 | R険、普通保 | ·険約款 | | | |
| 3 | 損害保険契約と生命保険契約、 | 保険契約の | 意義および性質 | | | |
| 4 | 損害保険契約の意義、損害保険 | 発契約の要素 | | | | |
| 5 | 損害保険契約の種類・再保険、 | 被保険利益 | | | | |
| 6 | 保険価額、超過保険 | | | | | |
| 7 | 重複保険、残存物代位 | | | | | |
| 8 | 請求権代位、保険の目的物の認 | 護渡 | | | | |
| 9 | 告知義務、告知義務違反の効果 | Ę | | | | |
| 10 | 告知事項・危険の変更、保険記 | E券交付義務 | | | | |
| 11 | 保険金支払義務、保険者の支持 | ムうべき金額 | į | | | |
| 12 | 保険料返還義務、保険料支払業 | 衰務 | | | | |
| 13 | 損害発生の通知義務、生命保険 | 検契約の意義 | および種類 | | | |
| 14 | 被保険利益、他人のためにする | 5生命保険契 | 約 | | | |
| 15 | 保険者の義務、試験 | | | | | |
| 16 | | | | | | |

【履修上の注意事項】

保険法の分野は、きわめて特殊的・技術的な分野であり、かつ、平成7年および同9年において保険業法の全面 改正がなされたところから、講義の際には、必ず小六法を持参されたい。

【評価方法】

原則として、後期試験の成績のみで評価する。ただし、受講者数が少ない場合には、レポートおよび平常の出席 状況の評価をもって、これに換える。なお、追再試は、一切行わない。

【テキスト】

大隈健一郎・大森忠夫編「商法概説(2)商法為法、保険法、海商法、手形・小切手法」(三訂版)(有斐閣)

【参考文献】

(1)山下・竹濱・洲崎・山本「保険法」(有斐閣) (2)大森忠夫「保険法(補訂版)」(有斐閣)(3)鈴木竹雄「新版商行為法・保険法・海商法(第二版)」(弘文堂)(4)田辺康平「新版現代保険法」(文眞堂)

民事執行法

担当教員 上江洲 純子

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

実体法上の権利を有していても、その行使を妨げられたときにはどうすればよいのか。本講義では、国家が私人の権利実現を手助けする手段の一つである「民事執行」について学びます。その手続の中でも、中心的役割を果たしている「不動産に対する強制執行手続」の流れについて最初に把握した上で、動産執行や債権執行、そして担保権の実行手続についても順番に取り上げていきたいと思います。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-----------------|----|------------|
| 1 | ガイダンス(民事執行法入門) | 17 | 第三者異議の訴え① |
| 2 | 民事執行手続の基本的な概念 | 18 | 第三者異議の訴え② |
| 3 | 執行機関① | 19 | 不動産執行の開始 |
| 4 | 執行機関② | 20 | 不動産差押えの効力 |
| 5 | 不服申立方法 | 21 | 不動産の売却準備① |
| 6 | 執行手続開始の要件 | 22 | 不動産の売却準備② |
| 7 | 債務名義① | 23 | 不動産の売却① |
| 8 | 債務名義② | 24 | 不動産の売却② |
| 9 | 請求異議の訴え① | 25 | 配当手続① |
| 10 | 請求異議の訴え② | 26 | 配当手続② |
| 11 | 執行文 | 27 | 船舶等執行・動産執行 |
| 12 | 執行文付与の訴え | 28 | 債権執行① |
| 13 | 執行文付与に対する異議の訴え① | 29 | 債権執行② |
| 14 | 執行文付与に対する異議の訴え② | 30 | 担保権の実行 |
| 15 | 中間試験 | 31 | |
| 16 | 執行の対象・執行停止・取消 | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。民事法系の科目、特に(担保)物権法分野に関心があり、それらの科目や民事 訴訟法を受講予定又は受講済みであることが望ましい。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績で評価する。

【テキスト】

上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦著『民事執行・保全法(第2版補訂版)』有斐閣アルマ(有斐閣)

【参考文献】

霞総合法律事務所著『民事執行・保全判例インデックス』(商事法務)

民事訴訟法

担当教員 上江洲 純子

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

自ら有する権利を巡ってトラブルになったとき、その解決手段として誰もが思い浮かべるのが「裁判」でしょう。最近では、社会生活の複雑化や科学技術の進歩を反映して、従来法が想定していなかったような新しいタイプの民事紛争も登場し、裁判手続もまたより複雑化・多様化しています。

そこで本講義では、裁判所に持ち込まれた民事紛争がどのような手順を経て解決されていくのかという裁判手 続の流れを中心に、司法制度改革や裁判手続の今後についても理解を深められるようにしたいと考えています。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|-------------------|----|-------------|
| 1 | ガイダンス (民事訴訟法入門) | 17 | 訴え提起の効果 |
| 2 | ADRと民事訴訟 | 18 | 本案・訴訟要件 |
| 3 | 民事訴訟手続の特色・現代的課題 | 19 | 訴えの利益① |
| 4 | 裁判所① | 20 | 訴えの利益② |
| 5 | 裁判所② | 21 | 当事者主義・職権主義① |
| 6 | 民事裁判権① | 22 | 当事者主義・職権主義② |
| 7 | 民事裁判権② | 23 | 口頭弁論の諸原則 |
| 8 | 裁判管轄① | 24 | 証明の概念 |
| 9 | 裁判管轄② | 25 | 証拠調べ手続① |
| 10 | 裁判官の除斥・忌避・回避 | 26 | 証拠調べ手続② |
| 11 | 当事者①-当事者の確定・当事者能力 | 27 | 訴訟の終了 |
| 12 | 当事者②-訴訟能力 | 28 | 判決の効力① |
| 13 | 訴訟代理①-法定代理 | 29 | 判決の効力② |
| 14 | 訴訟代理②-任意代理 | 30 | 上訴手続の流れ |
| 15 | 中間試験 | 31 | |
| 16 | 請求の趣旨・原因・訴訟物 | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

民事法系の科目に関心があり、それらの科目や裁判法を受講予定又は受講済みであることが望ましい。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績で評価する。

【テキスト】

上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『民事訴訟法(第6版)』有斐閣Sシリーズ(有斐閣)

【参考文献】

上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『基本判例民事訴訟法(第2版)』(有斐閣) 『民事訴訟法判例百選(第3版)』別冊ジュリストNo169(有斐閣)

労働法 I

担当教員 井村 真己

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 前期 **授業形態** 一般講義

単位数

4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

現代社会では、多くの人は生活の糧を労働による賃金によって得ている。そして、賃金を得るためには、会社 (使用者)と契約(労働契約)を結んで、その契約に従って労働という債務を履行していかなければならない。 本講義においては、こうした労働契約の成立・展開・終了において生じる多様な問題を扱う。講義の中心となるのは労働基準法であるが、これ以外にも、男女雇用機会均等法、労働者派遣法などの個別立法が存在しており、また労働審判法のような新しい法律も相次いで制定されているため、必要に応じてそれらについても言及する。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|----------------------|----|----------------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 労働時間・休憩・休日②(時間外労働) |
| 2 | 総論①(雇用関係法とは何か) | 18 | 労働時間・休憩・休日③(休憩・休日) |
| 3 | 総論②(雇用関係法の適用対象) | 19 | 労働時間・休憩・休日④(年次有給休暇) |
| 4 | 労働契約①(労働契約の権利義務) | 20 | 安全衛生・労災補償①(安全衛生) |
| 5 | 労働契約②(契約期間) | 21 | 安全衛生・労災補償② (労働災害) |
| 6 | 労働契約③ (就業規則) | 22 | 安全衛生・労災補償③ (労災補償の認定) |
| 7 | 労働契約④ (就業規則の不利益変更) | 23 | 職場規律と懲戒① (職場規律) |
| 8 | 労働憲章と均等待遇① (労働憲章) | 24 | 職場規律と懲戒②(懲戒) |
| 9 | 労働憲章と均等待遇②(均等待遇) | 25 | 雇用関係の終了①(退職) |
| 10 | 採用と人事① (採用内定) | 26 | 雇用関係の終了②(解雇) |
| 11 | 採用と人事②(昇格・降格) | 27 | 非典型雇用①(パートタイム労働) |
| 12 | 採用と人事③(配転・出向) | 28 | 非典型雇用②(派遣労働) |
| 13 | 賃金①(賃金支払の原則) | 29 | 雇用関係の紛争解決システム① |
| 14 | 賃金②(賞与・退職金) | 30 | 雇用関係の紛争解決システム② |
| 15 | 賃金③(休業手当) | 31 | |
| 16 | 労働時間・休憩・休日①(労働時間の原則) | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部、学科、学年を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、講義時間中に何回か行う小テストの成績と出席点を加味する。期末試験は行わない予定である。

【テキスト】

指定しない「レジュメを配布する)。

【参考文献】

山川隆一『雇用関係法(第4版)』新世社 浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法(第3版)』有斐閣

労働法Ⅱ

担当教員 井村 真己

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本講義は、労働法のうち集団的労働関係と呼ばれる領域を扱う。集団的労働関係とは、労働者の団体である労働組合と使用者あるいは使用者団体との関係であり、その中心となる法律は労働組合法である。 本講義では、労働組合法の意義、機能、そして集団的労働関係の現状と課題について検討することを通じて、集団的労働関係の歴史的背景と現代的意義を理解することを目的とする。

【授業の展開計画】

| 週 | 授 業 の 内 容 | 週 | 授 業 の 内 容 |
|----|---------------------|----|-----------------------|
| 1 | ガイダンス | 17 | 労働協約③ (労働協約の一般的拘束力) |
| 2 | 労働基本権① (労働基本権の歴史) | 18 | 労働協約④ (労働協約と労働条件変更) |
| 3 | 労働基本権② (労働基本権の意義) | 19 | 争議行為① (争議行為の概念) |
| 4 | 労働基本権③ (労働基本権保障の内容) | 20 | 争議行為② (争議行為の正当性) |
| 5 | 労働基本権④ (労働基本権の制限) | 21 | 争議行為③ (争議行為と賃金) |
| 6 | 労働組合①(労働組合の機能と形態) | 22 | 争議行為④(争議行為と責任追及) |
| 7 | 労働組合② (労働組合の内部運営) | 23 | 争議行為⑤ (使用者の争議対抗行為) |
| 8 | 労働組合③ (労働組合の組織変動) | 24 | 争議行為⑥ (争議調整) |
| 9 | 労働組合④(組合活動(1)) | 25 | 不当労働行為① (不当労働行為とは) |
| 10 | 労働組合⑤(組合活動(2)) | 26 | 不当労働行為② (不当労働行為の主体) |
| 11 | 団体交渉①(団体交渉の意義と形態) | 27 | 不当労働行為③(不当労働行為意思) |
| 12 | 団体交渉② (団体交渉の当事者) | 28 | 不当労働行為④(不当労働行為の類型(1)) |
| 13 | 団体交渉③(団体交渉の手続・態様) | 29 | 不当労働行為⑤(不当労働行為の類型(2)) |
| 14 | 団体交渉④ (団交拒否の救済) | 30 | 不当労働行為⑥(不当労働行為の救済) |
| 15 | 労働協約①(労働協約の意義) | 31 | |
| 16 | 労働協約②(労働協約の法的性質) | | |

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部、学科、学年を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、講義時間中に何回か行う小テストの成績と出席点を加味する。期末試験は行わない予定である。

【テキスト】

デキストは指定しない (講義レジュメを配布する)。

【参考文献】

西谷敏『労働組合法(第2版)』有斐閣 浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法(第3版)』有斐閣

NPO論

担当教員 石原 絹子

配当年次 3年 単位区分 選択

開講時期 前期 授業形態 一般講義

2.0

単位数

関連資格

備考

【授業のねらい】

①日本のNPO法制定、NPOの動向・現状などを知り、なぜ、NPOが日本に導入されるようになったか。社 会背景を学ぶ。また、NPO活動の事例により、市民が主体的に活動することの社会的な意義について学ぶ。 ②これからの地域行政に必要とされる「市民主体の地域づくり」に重要な事項となる言葉、すなわち「市民社会 「市民参画」「市民公益活動」「NPO・NGO」「協働のまちづくり」などの意味を認識する。

【授業の展開計画】

1週目:オリエンテーション。

受講生自己紹介、NPOに対する疑問や知りたいことなどを意見交換。

2週目:「NPO」と「NGO」の言葉の意味。 3週目:市民社会における「市民」の言葉の意味。

4週目: 「NPO」と「コミュニティ団体(青年会、婦人会、こども会、老人クラブ)」の関連。 5週目: 「協働のまちづくり」における「協働」のことばの意味と概念。

6週目: 上記の言葉の意味を事例を通して理解する。 7週目:上記の言葉の意味を事例を通して理解する。

8週目:これまでの授業のふりかえり。受講生が疑問に思っていること、もっと知りたいことなどをワークショ

ップの方法で確認する。

9週目:日本のNPO法。なぜNPOが日本に導入されるようになったか、社会背景を理解する。

10週目: 日本国内のNPOの現状、事例。 11週目:沖縄県内のNPOの現状、事例。 12週目:アメリカのNPOの現状、事例。

13週目:これから地域行政に求められていること、すなわち「市民主体の地域づくり」におけるNPOの意義。

14週目:これまでの授業のふりかえり。感想。

15週目:試験。

【履修上の注意事項】

地域行政におけるNPOの意義を学びたいと思っている学生 ワークショップ (共同作業) 会議に参加できる学生

準備事項:ワークショップのための模造紙(15枚)、水性マーカー(1セット)、5センチ正方の付箋(1箱)

【評価方法】

授業の出席日数、レポート、発表を総合的に評価する。

【テキスト】

テキスト購入はない。講師でレジュメ・資料を準備する。

【参考文献】

「NPO基礎講座」山岡義典編著 ぎょうせい/「公務員のためのNPO読本」仙台NPO研究会 ぎょうせい/ 「わかりやすいフィランソロピー」(社)日本フィランソロピー協会/「アメリカのNPO視察レポート」石原絹子 他

担当教員 井端 正幸

配当年次 4年 **単位区分** 必 開講時期 通年授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

この演習では、憲法をめぐる諸問題について、素朴な疑問から出発しながら、さまざまな視点、角度から考えることを通じて、より体系的で専門的な知識、および柔軟で論理的な思考力を身につけることを目標にする。 問題に応じて、社会的背景をふまえるとともに学説や判例などを整理・検討し、視野を広げながら問題点を掘り下げ、ポイントを的確につかむように努力してもらいたい。

【授業の展開計画】

未定。開講時にグループ編成、報告テーマの分担などを決める予定。

【履修上の注意事項】

- (1) 基本的なテキスト類は、なるべく早いうちに読んでおくこと。
 - * なお、憲法のテキスト類は多数あるが、各自で自由に選択すればよい。
- (2) 「憲法」の単位を取得していない学生の登録は認めない(ただし、編入生を除く)。

【評価方法】

成績評価は、演習の際の報告や討論(発言)、レポート内容などを総合的に考慮して行う。

【テキスト】

未定。ただし、開講時に報告予定テーマ一覧を配布する予定。

【参考文献】

(1) 浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義2 [演習編]』法律文化社 (2) 高橋和之・大石眞編『憲法の争点・第3版』有斐閣 (3) 高橋・長谷部。石川編『憲法判例百選 I・Ⅱ』有斐閣、など。

担当教員 小西 由浩

配当年次 4年 **単位区分** 必

開講時期 通年

授業形態 演習

4.0

単位数

関連資格

備考

【授業のねらい】

本演習では、受講者各人の興味・関心にそって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

【テキスト】

個別に指示する。

【参考文献】

担当教員 前津 榮健

配当年次 4年 **単位区分** 必

開講時期 通年 授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や 判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、 日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。

【授業の展開計画】

- ①行政法の基本原理の理解
- ②テーマの設定
- ③個別報告

【履修上の注意事項】

受講者は、原則として行政法 I を履修した者、行政法 I を履修する者を優先する。 討論やゼミ活動に自ら積極的に参加し、発言できる意欲のある学生を希望する。

【評価方法】

成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう。

【テキスト】

テーマに関連する文献を指示する。

【参考文献】

テーマに関連する文献を指示する。

担当教員 熊谷 久世

配当年次 4年

単位区分 必

開講時期 通年 **授業形態** 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。 基本的な判例を分析検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、重国籍や無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題点に迫りたいと思います。自由な雰囲気で活溌な議論ができるよう、学生の自主性を尊重した専門演習の場としていきたい。

【授業の展開計画】

学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式ですすめます。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中、活発な議論がおこなわれるよう期待しています。 なお、卒業年次であることから、希望する学生には、各種の試験対策にもできる限り対応したいと考えています

【履修上の注意事項】

六法(最新版)を毎回持参してください。

【評価方法】

出席および前・後期における報告等を勘案して総合評価する。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

「家族法判例百選(第6版)」及び「国際私法判例百選」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。

担当教員 井村 真己

配当年次 4年 **単位区分** 必

開講時期 通年授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

社会保障法について学ぶとは、現在、そして将来のわが国の社会をどのように構築していくかということでもある。本演習では、社会保障法に関するさまざまな問題、具体的には年金や医療保険、失業、公的扶助といった問題について、いかなる政策を展開していくべきか、という政策論の観点から討論をしていきたい。

【授業の展開計画】

講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したい。

【履修上の注意事項】

「演習」である以上、受講者には積極的な討論を求めたい。なお、社会保障法の講義を受講済みかまたは受講予定であることが望ましい。

【評価方法】

成績評価は、演習での報告や討論、レポート、出欠等を総合して判断する。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

担当教員 照屋 寛之

配当年次 4年 **単位区分** 必 開講時期 通年授業形態 演習単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本ゼミでは、行政学の基本的な項目の知識の再確認をしながら、今日の行政で課題となっている諸テーマを取り上げて考えてみたい。これまで行政学を勉強してきた中で関心のあるテーマをさらに深め、報告することによって、自分の考えを報告し質問に対しても答える力をつけてもらいたい。このようなゼミ活動によって学生が自分の考えを人前で十分に述べる力を身につけるようになり、就職の際の面接試験でも十分な力を発揮できるように自分を伸ばすことのできるようになるゼミ運営をしたい。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

単位のためではなく、行政学を勉強してみたい学生のみを望む。同時に与えられたテーマ、自分で見つけたテーマについて責任をもって勉強する学生を望む。無断欠席は厳禁。男子の茶髪・ピアスもダメ。

【評価方法】

夏休み、冬休みにはレポートを課す。報告内容、討論への参加度、出席状況などを総合的に判断して行う。

【テキスト】

【参考文献】

ゼミを進めながら適宜紹介したい

担当教員 吉次 公介

配当年次 4年

開講時期 通年 単位区分 必 授業形態 演習

> 単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

冷戦、戦後日本外交を中心とした国際政治に関する諸問題について討議する。過去においては、日米安保、在 沖米軍基地、日米地位協定、自衛隊、朝鮮半島問題、ベトナム戦争、イラク戦争などのテーマを取り上げた。外 交政策と国内政治が密接に連動している事実に鑑み、本ゼミでは、国内政治、即ち国政選挙、沖縄県知事選、沖 縄の「基地経済」なども、議論の対象とする。国際関係や国内政治に関する十分な知識を得るだけでなく、自分 で問題を発見し、答えを模索する力を養うことが目的である。

【授業の展開計画】

ゼミ生による調査・報告、テキストの「書評」を基本とする。なお、例年、県外他大学との交流を行なっている

【履修上の注意事項】

無断欠席、遅刻は厳しく禁じる。国際関係の歴史と現状に強い関心を持つ学生の受講を期待する。なお、「日本 外交史」「国際政治学」未履修者については、3年次以降の履修登録を求める。

【評価方法】

出席状況を基本とし、報告内容や意欲などを加味して評価する。

【テキスト】

【参考文献】

担当教員 比屋定 泰治

配当年次 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本演習の目的は、報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことにある。そのために、報告者には国際法に関連するテーマでの報告を行なってもらい(テキストの分析、国際判例の紹介、進行中の国際問題の検討など)、参加者には報告に対する議論を求める。ただし、上記の目的を離れない範囲であれば、参加者・報告者の希望に基づいて、報告形式を全体的に、または、個別に変更することもある。

【授業の展開計画】

報告形式(個人報告、グループ報告など)および報告テーマなどについては、報告者・参加者の希望に基づいて、適宜決定する。

【履修上の注意事項】

国際法 I (できれば $II \sim IV$ も)の講義を受講していること(または、演習と同時並行でもよい)が望ましい。

【評価方法】

報告内容、出席状況などを総合して判断する。

【テキスト】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

【参考文献】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

担当教員 佐藤 学

配当年次 4年

単位区分 必

開講時期 通年授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本演習は、沖縄の自治を考える場である。佐藤担当の地域行政学科・演習IIが、月曜日と水曜日に2クラス開設されるが、月曜日クラスでは、地方自治全般を扱い、水曜日クラスでは、基地問題に重点を置いた課題を扱うこととする。各自の関心・問題意識に従って、どちらかのクラスを選択するように。

【授業の展開計画】

<月曜日クラス>

沖縄の自治をめぐる課題全般を研究する。課題として、まちづくり、住民参加、協働、環境問題、ゴミ問題、分権改革、道州制、評価制度、産業振興、地方財政の課題、などが考えられる。

<水曜日クラス>

基地問題を中心とした課題を研究する。課題として、米軍再編、普天間基地移設問題、返還基地跡地利用、基地の経済効果、基地と経済振興策の関係、基地に由来する環境被害、基地雇用、などが考えられる。

両クラスとも、年度当初は、指定した文献・資料を共同研究し、内容を報告することから始める。この間に問題認識を深めて、各自の研究課題を決める。その後は、個人ででもグループででも構わないが、自分の課題についての調査・研究を行い、年度内に3-4回の報告をする。年度末に、各報告をまとめて報告書を編纂する。このような計画であるが、運営については議論をして合意を作った上で進めていくこととする。

言うまでもなく両方の課題領域は重なる部分が大きいので、実際にゼミが始まれば研究課題が相互に近付くこと はありうるし、それは認められる。しかし、当初はそれぞれのクラスを上記の方向性を持って編成したいので、 留意されたい。

3年次で履修し、4年次でも引き続き履修を希望する場合は、自治と基地の分野を変えても構わない。

【履修上の注意事項】

本演習への登録に際しては、充分な説明を受けてから決めること。ゼミの場は、意見を交換し、互いに新たな発見が可能なような共同作業をするべきものである。ゼミに出席しても発言しなければ、出席した意味は全くない。議論に参加し、ゼミを積極的に作っていく意思がある学生諸君を待ちます。

【評価方法】

ゼミへの参加、および報告内容を評価する。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

担当教員 上江洲 純子

配当年次 4年

単位区分 必

開講時期 通年 **授業形態** 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

民事訴訟に関する諸問題について判例を題材に個人やグループで報告を担当し、報告テーマについて議論を重ねることで論理的なものの見方や考え方を養う。また後期は、民事訴訟の仕組みについてより理解を深め、理論的な主張の展開方法を学ぶため、県内の実例研究あるいは模擬裁判を実施する予定である。

【授業の展開計画】

演習の初回に、スケジュール、演習の方式、役割分担等について、受講者と相談の上決定する。

【履修上の注意事項】

民事訴訟法を受講予定又は受講済みであること。

【評価方法】

演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況を総合的に評価する。

【テキスト】

【参考文献】

『民事訴訟法判例百選 (第3版)』別冊ジュリストNo169 (有斐閣)

担当教員 中野 正剛

配当年次 4年 **単位区分** 必

開講時期 通年授業形態 演習単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

【参考文献】

担当教員 芝田 秀幹

配当年次 4年 単位区分 必

開講時期 通年 授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

テーマ:現代政治・行政の研究。地域行政学科・芝田政治学ゼミは、ここ数年、より幅広い観点から今現在の政治・行政に内在する諸問題を扱ってきているが、今年もこの方針を踏襲したい。基地、憲法改正、少子高齢化、教育、選挙など今の政治に関わる問題であるなら何でも構わない。ともに議論し、ともに考え、ともに未来を展望できるようなゼミにしたいと思う。また、現代の政治問題とはいえ、根源的には政治を巡る思想的問題が伏在しているので、政治思想に関心のある者も大歓迎である。

【授業の展開計画】

4年生前期には、ゼミ参加者に予備知識を(改めて)つけてもらうために、現代政治学ならびに現代日本の政治・行政について書かれた入門的な研究書をいっしょに勉強する。そして後期からはそれぞれが決めた研究テーマに従って、輪番で報告することになる。

ちなみに、昨年度(2009年度)前期に輪読した本は、加茂利男他『現代政治学〔第3版〕』(有斐閣、2007年)である。また、後期に報告となったゼミナリステン各自の研究テーマは、ヒトラー、ファシズム、黒人解放運動、ロシア革命、核兵器、「君が代」、政治とカネなどであった。

ところで、芝田ゼミでは「過去」は一切問わない。 1・2年次で一生懸命勉強してきた学生にはもちろん来て欲しいが、逆にまったく遊んでロクに本を読まなかった学生も歓迎する。そしてゼミで変わって欲しい。そういう意気込みのある者が応募資格がある、といいかえてもいい。

また、芝田ゼミは社会に通じる人材を養成することを目標としている。無断で欠席したり、集合時間に遅れたり、宿題の提出を忘れるなどはご法度である。私語や携帯、言葉遣いなどを含めて礼儀やマナーについても小うるさいかもしれないが、すべては社会化を進めるための訓練と考えている。とりたてて厳しいわけではないのだが、要するに社会人として最低限の礼儀と常識を身に付けてもらいたいと念じているだけなのである。

なお、芝田ゼミでは、「政治を自分の眼で見、自分の耳で聞き、自分の頭で考える」との趣旨の下、2年に一度の割合で、年度末(春休み)に日本の政治の「現場」でもある国会、官庁街、最高裁判所、自民党本部、皇居、靖国神社、巣鴨プリズン跡地(現サンシャイン60)などを巡る「東京合宿」を実施している。合宿最終日には東京の大学生と合同ゼミも行い、日本の政治について「沖縄の学生」ならではの意見、そして「東京の学生」ならではの意見を交換し合い、お互いに議論をし、お互いに理解を深める場を設けている。沖縄で生まれ、沖縄で育ち、沖縄で学び、これからも沖縄で生きる、という多くの沖国大生にとって、この合宿は非常に刺激的かつ有意義なものになるはずである。「東京合宿」は今年も行う予定なので、是非、芝田ゼミに入り、ゼミでのこうした行事にも参加して、知的で楽しい学生生活を送って欲しい。

なお、卒論は原則として課さず、希望者のみの提出とする(できれば出してほしいのだが)。

【履修上の注意事項】

「政治学Ⅰ」「政治学Ⅱ」「政治学原論」「政治思想史」「西洋政治史」「日本政治史」を履修していることが望ましい。

【評価方法】

出席状況とゼミ報告の内容等で判断する(卒論は希望者のみ)。

【テキスト】

開講時に指定する。

【参考文献】

開講時に指定する。

担当教員 平 剛

配当年次 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

自治体財政の現状および課題等の分析を通して地方財政制度についてより深い理解を目指す。

【授業の展開計画】

前期は地方財政の入門書,および関連文献を読み,それについて議論する。また,夏休みを利用し、2~3日のフィールド・ワーク(歳入・歳出・財政指標について自治体の財政担当者や関係者へのヒアリング,および関連資料・データの収集等)を実施する。後期はフィード・ワークの結果を班ごとに何度か発表し、報告書として取りまとめる。さらに各自関心のあるテーマについてレポートを提出してもらう。

【履修上の注意事項】

- ①原則として本演習 I 履修者。定員の状況次第では「地方財政論」履修者に限り新規の登録も認める。その場合は必ず事前に相談に来ること。
- ②フィールド・ワークに参加できること (アルバイト等の理由による不参加は認められない)
- ③地方財政に関してどのような問題に関心があるのか、「演習登録カード」に具体的に書くこと。

【評価方法】

ゼミへの貢献度(資料の作成、討論への参加)および調査報告書・レポートの内容により評価します。

【テキスト】

【参考文献】

研究課題および関心に応じてゼミで紹介します。

担当教員 黒柳 保則

配当年次 4年

単位区分 必

開講時期 通年 授業形態 演習

単位数 4.0

関連資格

備考

【授業のねらい】

本演習では、沖縄県の自治について考えたいです。1990年代以来の分権改革は、地方分権一括法施行、三位一体改革、そして市町村合併を経て、次は道州制導入が焦点となります。戦後日本において沖縄県ほど多様な自治制度を経験した地域はありませんが、道州制が導入されれば復帰による沖縄県の設置以来の大変革となるでしょう。大変革の目撃者から参加者になれるよう、沖縄県の自治が抱える諸問題について、歴史的なアプローチを取って考察しても良いですし、現状分析を通して考察しても良いです。ゼミを自由闊達な空間にしましょう。

【授業の展開計画】

まず、導入部として、指定した文献を輪読して質疑応答と討論を行い、日本や沖縄県の自治の歴史や現状についての理解を深め、今後の課題を考察します。そして、それを踏まえて、個別のテーマを見つけ、調査と研究を進めることとなります。調査には文献研究とフィールドワークがありますが、なるべくこの両者に取り組んで欲しいです。研究の過程でゼミにて何度か報告をし、不十分な点をさらに調査して、最終的には報告集をまとめる事ができればと思います。

【履修上の注意事項】

ゼミの主体は教員ではなく、ゼミ生です。能動的にゼミに参加することを期待します。ゼミについては何でも相談して下さい。普段から新聞の自治についての記事に注意を払い、気になる記事は切り抜きをするなどして、自分の研究テーマを早めに見つけるようにしましょう。

【評価方法】

ゼミへの出席、参加態度、そして報告の内容を総合的に判断して評価します。

【テキスト】

使用しません。

【参考文献】

適宜紹介します。